

# 地域研究

## 論文

- |                                      |       |   |
|--------------------------------------|-------|---|
| 石垣市における地域密着型サービス<br>—利用者・家族・地域の視点から— | 西尾 敦史 | 1 |
|--------------------------------------|-------|---|

## 研究ノート

- |  |             |    |
|--|-------------|----|
| 国家戦略としての観光・旅行研究に関する経済学的アプローチの今日的必要性について                | 戸崎 肇        | 17 |
| 双方向性のある地域環境学習にむけて<br>—2008年度 沖縄大学地域研究所「ジュニア研究支援」の発表から— | 盛口 満        | 23 |
| 家族介護者の実態調査・研究報告(3)<br>—高齢者虐待への態度と介護負担との関連について—         | 大城トモ子・國吉 和子 | 27 |
| 家族介護者の実態調査・研究報告(4)<br>—高齢者虐待への態度と介護意欲との関連について—         | 大城トモ子・國吉 和子 | 37 |
| 個人情報保護に関する考察<br>—福祉事業における個人情報の適正な取扱いについて—              | 朝賀 広伸       | 43 |

## 調査報告

- |  |            |    |
|--|------------|----|
| 韓国語敬語の経年変化に関する文献的・一次調査<br>—韓国現代文学作品のなかの敬語使用実態調査— | 白鳥 文子・金 相均 | 57 |
|--|------------|----|

## 石垣市における地域密着型サービス

— 利用者・家族・地域の視点から —

西尾 敦史\*

Community-oriented care services in Ishigaki city  
— from the viewpoint of user, family, and community —

Atsushi Nishio

2006年の介護保険法改正によって制度化された「地域密着型サービス」は、介護が必要な高齢者が住み慣れた地域社会で可能な限り暮らし続けることができるように企図されたケアサービスの枠組みである。利用者のニーズにきめ細かく応えられる小規模のサービスとして、保険者である市町村が指定権限をもつところに特徴がある。制度化されてからまだ日が浅いこともあり、サービス理念の理解、サービス内容や質、発揮する機能、普及の状況などは市町村によってかなりのバラツキが見られる。

そこで、石垣市という自治体を取り上げ、地域密着型サービスの中でも、認知症高齢者共同生活介護（グループホーム）および小規模多機能居宅介護に焦点をあて、体験ボランティア、聞き取り調査などを通じて、日常のケアの実態から、介護が必要な高齢者本人や家族の生活を支えるために発揮している機能および石垣市における課題を検討した。

分析にあたっては、ソーシャルワークの「環境の中の個人」(PIE)の概念を枠組みとして、地域密着型サービスの機能について、1) 本人の力、2) 家族の介護力を高め、3) 地域とのつながりをつくる取り組みに、貴重な実践知を見出すこととなった。また、保険者としての石垣市行政の課題としては、1) 人材の確保、2) 研修機会の創出とネットワーク、3) 日常生活圏域の設定などが見出された。

**キーワード：**介護保険、地域密着型サービス、小規模多機能型居宅介護、グループワーク、日常生活圏域

In 2006, with the revisions to the long-term care insurance system, a new form of service was introduced: “Community-oriented care services” which municipalities have designated to assist seniors who need care services, as well as their families, in enjoying life in their community by providing them with diverse and flexible services. Since it has not been long since these services were launched, it shows large variations in service providers’ understanding of the ideal, contents and qualities of these services, functions, or situations of prevailing in each municipality. The purpose of this study is to clarify the essential functions of community-oriented care services, especially “small-scale and multi-functional in-home services” and “group homes,” and to analyze the issues that the municipalities should tackle.

We selected one municipality, Ishigaki city, and adopted the approaches of staying at each facility as volunteer workers and interviewing senior users, care workers, and managers of these services. In analyzing the functions of these services, we used the “PIE,” “Persons In Environment,” conceptual framework that is based on social work’s needs assessment and illustrated the functions of <sup>1)</sup> empowerment of users, <sup>2)</sup> empowerment of family care, and <sup>3)</sup> community building as the essential functions of community-oriented care services.

As for administrative issues in Ishigaki city, we found out discovered the need for <sup>1)</sup> stabilizing the workforce for care services, <sup>2)</sup> providing the training opportunities for care workers and networking for service providers and professionals, and <sup>3)</sup> designating daily living areas.

**Key words :** community-oriented care service, small scale and multi-functional in-home service, group home, daily living area, long-term care insurance



## 1. はじめに

介護が必要になっても、住み慣れた自宅で、自宅のある地域で、最期まで尊厳をもって暮らし続けたいという思いは、誰もが抱く自然で、また切実な願いであろう。こうした願いを実現することは2000年に始まった介護保険制度の目的であり、地域の中に支えとなる介護資源（ケアサービス等）が利用できることがカギとなる。2006年の介護保険法改正によって制度化された「地域密着型サービス」は、地域に密着し、小規模である良さを活かした介護資源の新しい枠組みであり、切り札としての期待が寄せられている。

サービス類型としての地域密着型サービスの特徴は、他の介護保険の居宅系、施設系サービス事業者の指定の権限が都道府県にあるのに対して、保険者である市町村が指定を行うところにある。そして、市町村が事業者の指定を行うためには、市町村（または日常生活圏域）ごとに必要利用定員数（整備量）を計画に定める必要があり、また指定した事業者に対して市町村が指導・監督を行う役割がある。それだけに市町村の考え方がこのサービスの普及に影響を与えることになる。

沖縄県内には、2008年10月現在、地域密着型サービスの中の認知症高齢者共同生活介護（以下、グループホーム）が55か所、小規模多機能型居宅介護（以下、小規模多機能）が42か所あるが、市町村ごとの整備状況を見るとかなりの濃淡があり、小規模多機能が存在しない市もある<sup>(1)</sup>。

そこで、新たに制度化された地域密着型サービスのうち、グループホームと小規模多機能に焦点をあて、介護を必要とする高齢者と家族の生活を支える資源として、期待される機能を果たしているのか、その課題と可能性を実証的に検証し、同時に保険者としての基礎自治体（市町村）における本サービスの位置づけ、課題を検討することが本研究の目的である。

取り上げるのは、石垣市である。市内には、グループホームが3か所、小規模多機能が2か所存在するが、高齢者人口に対するこの設置数は、県内では平均的であり、石垣市の介護保険における施設サービスも居宅

サービスも給付費（割合）において目立った偏りが無い。離島という地理的な条件もあり、市町村と地域密着型サービスの相互関係が、より明確に表れやすいと考えた。

調査方法としては、地域密着型サービスの管理者からの聞き取り調査および学生（調査協力員）による体験ボランティアを取り入れた。

高齢者の日常の生活に接近したケアの現場を体感することを重視し、地域密着型サービスの特徴といわれる「なじみの関係」「24時間の生活の中で切れ目のないケア」が実現され、介護が必要な高齢者の居場所としての機能が生活の選択肢を広げることになっているかどうか、新鮮な感覚を通して感じられた感想・意見を通して考察を行ったものである。

## 2. 石垣市の介護保険の現状

### (1) 石垣市の概要

石垣市は、琉球弧の最南西端に位置し、19の島々からなる八重山群島の拠点であり、面積は229.00K<sup>2</sup>、県内市町村では、竹富町に次いで2番目の大きさとなっている。石垣島から沖縄本島（那覇市）までの距離は411km、台湾（台北）までの距離は277km。緯度では台北よりも南に位置している。年間平均気温は24.3℃あり、那覇の22.9℃より1.4℃ほど高くなっている。八重山圏域として、石垣市のほかに竹富町、与那国町があり、独自の文化圏を形成している<sup>(2)</sup>。

人口は、2008年1月末現在、47,969人（世帯 20,893戸）であり、近年は増加の傾向にある。公共投資の拡大や観光客の増大に伴い観光（関連）産業が好調で、労働力流出が抑えられた結果と見られている。産業面では、平成17年の国勢調査では、産業別の就業者数みると第1次産業11.2%、第2次産業15.7%、第3次産業70.7%と、サービス産業が主要産業となっている。第3次産業の就業者15,132人の中で、「医療・福祉」の就業者が1,817人となっており、この数は、主要産業である宿泊業の従事者数1,707人、基幹産業である建設業

の1,757人を上回っている<sup>(3)</sup>。

人口増加のもうひとつの要因は、本土からの移住者である。住民票を移さない移住者も多く、正確な把握が難しいといわれる。その背景として、癒しを求めている「移住」ブームがあり、アパートやマンションなどの建築が急増し、ミニバブルの状況が起きていたという。今回、訪問した各施設においても、利用者、働き手とも本土からの移住者が少なくない状況が見られたが、これは石垣市の地域特性とっていいだろう。

世帯については、平成17（2005）年の国勢調査では、1世帯当たりの人員が2.50人。沖縄県平均の2.74人を下回っている。また、世帯の中での単身世帯の割合は32.9%となっており、沖縄県平均の27.4%をかなり上回っている<sup>(4)</sup>。

## (2) 石垣市の介護保険の状況

次に石垣市の介護保険（関連）状況を見てみる。

まず、2008年までの20年間に総人口は1.05倍増加しているのに対し、高齢者人口は、1.85倍増加しており、高齢化が急速に進行している。高齢化率は、1985（昭和60）年度が9.2%、2007（平成19）年度には16.8%と7.6ポイント増となっているが、全国平均の20.6%（2007年10月）からは依然として4ポイントほどの開きがある<sup>(5)</sup>。

ある<sup>(5)</sup>。

第1号被保険者数（2008年2月末現在）は7,922人。その中で要介護認定を受けた人が1,555人おり、要介護認定率は、19.6%となっている。沖縄県平均が17.7%、全国平均が16.4%と比べても高い数値を示している<sup>(6)</sup>。

2007（平成19）年度の介護保険給付費合計は、2,366,338,090円となっている。

この財政規模は、平成17年度市内総生産のうち農業35億88百万円、製造業30億84百万円には及ばないものの、すでに主要産業とっていい規模に達していることが分かる。

サービス給付面では、入所施設については、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が2か所、介護老人保健施設が2か所あり、特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム）が1か所となっている。療養病床は存在しない。入所施設利用者は、301人（18.8%）であり、要介護認定者に対する施設サービス受給者の割合は、沖縄県平均（20.3%）よりもやや低く、全国平均（18.3%）レベルとなっている。

介護保険の要介護認定者数に対するサービス受給者の割合について、種別に県全体、全国平均と比較したものが表2である。

石垣市のサービス受給者の施設・居宅・地域密着型

表1 石垣市における要介護認定者数とその割合

(2008年2月末)

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
認定者数	72	160	263	258	281	305	261	1,600
比率	4.5%	10.0%	16.4%	16.1%	17.6%	19.1%	16.3%	100.0%

(「介護保険事業報告」2008年2月分速報値、厚生労働省より作成) 1号被保険者1,555人 2号被保険者45人

表2 要介護認定者および介護保険サービス受給者数

2007年12月現在

	要介護認定者	居宅サービス受給者	施設サービス受給者	地域密着受給者	サービス受給者(全体)
石垣市	1600 100%	932 58.3%	301 18.8%	69 4.3%	1302 81.4%
沖縄県	40,868 100%	24,973 61.1%	8,312 20.3%	1,067 2.6%	34,352 84.1%
全国	4,511,609 100%	2,659,650 59.0%	824,581 18.3%	195,142 4.3%	3,679,373 81.6%

(「介護保険事業報告」2008年2月分速報値、厚生労働省より作成)

の給付費バランスは、全国平均に近い形となっていることが分かる。施設給付が比較的低いのは、療養病床が存在しないことによるものと考えられる。

つぎに居宅サービスだけを取り上げて、サービス種別の給付費を比較したのが、表3である。

沖縄県の居宅サービスの特徴として、通所サービスに偏っていることが指摘されているが、石垣市では、全国平均よりも多く利用されているものの、沖縄県平均までには至っていない。訪問系サービス、通所系サービス、短期入所とも全国と沖縄県との中間的な数値を示している<sup>7)</sup>。

第3期(06年～08年)の1号被保険者の保険料は、基準額で月額4,980円であり、沖縄県内の平均4,875円よりもやや高く、全国平均4,090円に対してもかなり高い水準となっている。

地域密着型サービスについては、認知症対応型通所介護(デイサービス)1か所、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)3か所、小規模多機能型居宅介護2か所が石垣市からの指定を受けている。地域密着型サービスの受給者は、地域密着型サービス全体で69人(4.3%、2007年12月)である。

グループホームと小規模多機能の指定事業者数を県

平均と比較すると、高齢者人口あたりの指定率はいずれもやや高くなっている。(表4)

### 3. 調査結果

石垣市において実施した調査の概要はつぎのとおりである。

- (1) 日 程 2008年10月31日(金)～11月3日(月)
- (2) 調査先 地域密着型サービス事業所 5か所(表5)
- (3) 調査方法
  - ①沖縄大学人文学部福祉文化学科学生(調査協力者8名)による体験ボランティア(各事業所1日2、3人×2日間)
  - ②各事業所の管理者の聞き取り調査
  - ③石垣市行政聞き取り調査(10月31日)
- (4) 調査結果の概要 (表6)

調査結果については、事業所の管理者聞き取り調査、体験ボランティア調査の気づき・感想に加え、既存の地域密着型サービスの外部評価公表情報の記述から、以下の10項目に整理し、まとめた。

表3 介護保険受給者1人あたり給付額：石垣市・沖縄県・全国(2007年12月分) 単位：円

	居宅全体	訪問サービス	通所サービス	短期入所	用具・住宅改修	その他
石垣市	107,823	23,322	53,850	7,112	4,521	19,018
構成比	100.0%	21.6%	49.9%	6.6%	4.2%	17.6%
沖縄県	105,905	18,162	65,187	4,756	4,728	13,072
構成比	100.0%	17.1%	61.1%	4.5%	4.5%	12.3%
全 国	90,022	24,762	34,935	8,884	6,095	15,346
構成比	100.0%	27.5%	38.8%	9.9%	6.8%	17.0%

(「介護保険事業報告」2008年2月分速報値、厚生労働省より作成)

表4 市町村別地域密着型サービス指定数

市 町 村	高齢者人口 2007.10.1現在	グループ ホーム数	高齢者人口千 人あたり指数	小規模多 機能数	高齢者人口千 人あたり指数
石垣市	7,610	3	3.94	2	2.63
県 合 計	228,894	55	2.40	42	1.83

(「介護保険事業報告」2008年2月分速報値、厚生労働省より作成)

表5 石垣市の地域密着型サービスの概要

事業区分		認知症対応型共同生活介護			小規模多機能型居宅介護	
事業所	A	B	C	D	E	
法人種別	有限会社	医療法人	医療法人	有限会社	医療法人	
指定年月日	2007年12月26日	2006年4月1日	2006年4月1日	2006年11月22日	2008年1月1日	
事業開始年月日	2007年12月26日	2006年4月1日	2006年4月1日	2007年1月1日	2008年1月1日	
登録定員(利用定員)	9	9	9	25	25	
通いサービス利用定員				15	15	
宿泊サービス利用定員				8	9	
利用者	地域密着型サービス外部評価公表資料より作成(WAMネット)	男0 女9 計9 要支援1(0)2(0) 要介護1(0)2(2) 3(4)4(3)5(0) 平均年齢90.0歳 2007.12.19現在	男3 女6 計9 要支援1(0)2(0) 要介護1(0)2(2) 3(6)4(1)5(0) 平均年齢80.0歳 2008.6.30現在	男4 女21 計25 要支援1(2)2(5) 要介護1(2)2(3) 3(4)4(7)5(2) 平均年齢84.6歳 2007.12.6現在	男8 女10 計18 要支援1(0)2(0) 要介護1(0)2(2)3 (7)4(6)5(3) 平均年齢80.8歳 2008.11.5現在	
従業者数	専従(常勤)	6	7	7	10	10
	専従(非常勤)	2			3	
	兼務(常勤)			1		
	兼務(非常勤)					
	看護職員				1	1
	介護支援専門員/計画作成担当	1(兼務常勤)		1(兼務常勤)	1(専従常勤)+1(専従非常勤)	1(専従常勤)+1(兼務常勤)
食事の提供に要する費用					食費(朝食350円、昼食390円、夕食460円)	朝食350円、昼食390円、夕食460円、1日1200円)
宿泊に要する費用					1泊1000円	2000円/日
運営推進会議		有	有	有	有	有

WAMネット(独立行政法人福祉医療機構)の公開データ(<http://www.wam.go.jp/>) 2008年12月 より作成

表6 石垣市地域密着型サービス調査結果の概要

項目	管理者聞き取り調査	体験ボランティア調査(学生の気づき・感想)	地域密着型サービス外部評価公表情報の記述
①利用者の状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設(老健、特養)の入所待ちという人が多い。世帯では、独居、夫婦のみ世帯が多い。(E)</li> <li>本人は、「家に帰りたい」思いが強く、家族は、「家では看れない」という狭間の中をうめる必要。(A, D)</li> <li>利用までのルートは、ケアマネ経由が多く、ケアマネ連絡会へ情報提供。その他、見学会なども実施。(E)</li> <li>利用の待機者は15人。空きが出たときは(入院もあるが、あまり長く空けておけない)、ケアマネ連絡会などで知らせるようにしている。(B)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開所当初は、軽度の利用者が多かったが、徐々に重度化、認知度も低下。(C)</li> <li>利用者は地域密着型サービスであるため、家族が石垣にいる人をとるようにと指導を受けている。(C)</li> <li>県外出身の利用者がある。ふるさとに帰りたいという気持ちが高い。家族の仕事の関係で石垣に来た。方言がわからない。(B)</li> <li>90歳以上の利用者が多く、食欲も少ない。(B)</li> </ul>	
②家族との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>送迎時のかかわりを重視している。家族とは、こまめに電話をかけるようにし、連絡ノートを活用している。(E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>便利ということで、たくさん泊まりサービスを利用するケースがある。理念と異なるので運営推進会議で相談している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族アンケートを定期的に行い、家族からの意見を積極的に事業の運営に生かそうとしている姿勢が強く感じられる。(D)</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族には、行事（誕生会、遠足、敬老会、新年会など）の案内をする。(E)</li> <li>・家族には、新聞を作成・配布している。行事の告知を行い、できるだけ参加してもらおうようにしている。日常の生活の様子をまとめたDVDも作っている。(B)</li> <li>・介護負担が減れば、家族にとってうれしい。本人が元気になることは、心理的負担が小さくなる。いつでも泊まりがある(ショート)の機能ががついていることが安心感に。(A, D)</li> <li>・外出のときなど、いっしょに参加してもらい、利用者の様子を見てもらう。こんな表情を見たことがないという場面もある。家族には、協力者になってもらうことが大事。利用者ができないのではなく、こんなことができるんだということを家族にも伝えられる良さがある。(A, D)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(C)</li> <li>・居宅中心で、家族の代わりになるよう柔軟な対応をしている。入所希望が多く、入所までのつなぎの機能がある。(E)</li> <li>・写真をDVDにして家族会で見せている。家族の面会の時、その一瞬しか見ていないので、普段の様子を知らせるために。(B)</li> <li>・家族が面会に来た。利用者が、三味線を弾き、歌の練習も何曲か行っていた。(B)</li> <li>・行事が盛んで、家族も参加。(A)</li> <li>・状態が悪くなったら、家族に知らせている。家族とのコミュニケーションが重要。(C)</li> <li>・家族の介護力をどうつけたらいいかが課題。(E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月発行している「便り」において、その月の行事やお知らせを定期的に家族へ報告している。(D)</li> <li>・母の日会や敬老会では家族と一緒に食事をしたり過ごしている。なかなか面会に時間が取れない家族へはドライブを兼ねてホームより会いに出かけている。(B)</li> </ul>
<p>③ ケアの内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アートセラピー（東京から講師）を取り入れている。(C)</li> <li>・食事づくりでは、利用者がもやしひげとりなど、できるところをやってもらっている。(C)</li> <li>・訪問（ホームヘルプ）は、家族の介護状況や緊急時に応じて提供。薬の管理（朝・晩）や夜間のおむつ交換、朝30分だけの派遣もある。(E)</li> <li>・外出は、地域の知り合いに会うチャンス、ととらえている。(B)</li> <li>・食事介助は、職員が交代で行っている。以前は、利用者と簡単なものは作っていたが、機能低下、重度化によって難しくなりつつある。(B)</li> <li>・畑をやっている。畑が自分の仕事となる。すると役割が見えてくる。自分の残された力が発揮される。(A, D)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習に行った老人保健施設との違いは、少人数で個別的に接している点。あわただしい感じではなく、ゆっくり接している。手厚い感じがする。(C)</li> <li>・スタッフがいっしょに食事しているところはいいなと感じた。(C)</li> <li>・プログラムはつくらないことが方針。体操や手工芸、新聞を読むことを取り入れている。ホームの前を中学の駅伝大会が走っていったので、応援した。(E)</li> <li>・昼ご飯は、職員は別室で、交代でとっている。(B)</li> <li>・プログラムはなくてゆったりした時間。(B)</li> <li>・行事の写真を見せてもらう。ムービーづくり、メイクの出張。農園活動、いもを収穫して紅芋チップスづくりなど。今日の新聞の読み聞かせも。(A)</li> <li>・カヌーも体験。母の日のメイク。エステも受けた。いいなあと思った。(A)</li> <li>・利用者同士のコミュニケーションが少ないかなと感じた。(B)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理準備から盛り付け片付けも利用者と共にしている。一緒に買出しに出かけるときは、利用者から献立の提案もあり、その料理を作るときもある。(E)</li> <li>・行事等はメイクをし華やかな感じを楽しみ、外出時はTPOに合わせておしゃれを楽しんでいる。美容室は本人の行きつけのお店に行っている。(B)</li> <li>・時折、食べたい物を聞き献立に取り入れている。力量に応じて配膳やお膳ふき等行っている。(B)</li> <li>・食事の準備として野菜のつくろいや、お膳並べをお願いしている。また、食後の後かたづけやお膳ふき等さりげなく支援している。(C)</li> <li>・食事の準備や後かたづけのできる方にはお手伝いしてもらっている。ギターを弾ける方や、踊りの上手い方がおり、レクレーションの時間には、大いに活躍している。終了時にはみんな感謝の拍手を送り励ましている。(C)</li> </ul>
<p>④ 個別ケア</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外出は、車で海、図書館、スーパー、公園などに出かける。調査期間、石垣島祭りがあり、小規模には来ないで、祭りの会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者さん一人同行し、食材の買出しに出かける。ドライブにも出ることがあるという。(B)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者自身から「やりたいこと」「行きたいところ」を直接職員へ言ってもらっている。八重山での伝統のぞうりづくり</li> </ul>

	<p>場までの個別の送迎対応をした。(E)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誕生会は、一人ひとりの誕生日に実施。(B)</li> <li>・利用者との会話の中から個別性を見出すようにしている。(B)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすの生活になって久しぶりにパレードを見た人がうれし泣きをしていた。小規模には来ず、車で直接出かける。外出が可能になったことが、社会参加につながっている。(E)</li> <li>・コミュニケーションを取れる利用者の方と話す。何回も同じことを真剣に話してくれる。(B)</li> <li>・おしゃべりが好き。心がさびしい印象。職員ががんばっているが、話を聴く時間が短い。傾聴ボランティアがいるといい。(B)</li> <li>・一人の利用者の誕生会。寄せ書きをつくり、みんなで気持ちを込めて、お祝いする。(B)</li> </ul>	<p>等、過去の生活歴に関連することだけでなく、百円ショップやボーリング等、利用者にとって新しい経験も好まれており、職員も利用者と一緒に楽しんでいる。(D)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に利用者の生活歴を把握しており、利用者の生活背景やご本人が好んでいることについて職員自身が利用者から地域の文化や風習等を学びながら、一緒に支えあっている様子が伺える。(E)</li> </ul>
<p>⑤利用者 の主体性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お客さんでは困る。生活の主体にならなければならない。こちらから、誘導しない。本人が主体的に出てくるのを待つ。利用者は最初は誰かがやってくれると思っている。そのうちに、自分がやらなきゃという気持ちになるように。(A, D)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できることは利用者のみなさんにやってもらう。(D)</li> <li>・食事を一緒に調理する場面が意外に少ない。(全般)</li> <li>・洗濯物を干すのを、利用者がやっているところ、職員がやっているところがある。(全般)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・些細なことでも、また意思表示が返ってくるのが困難な利用者に対して本人が決められる場面を作れるよう努めている。午後の活動における参加の有無、外出、やりたいこと等本人の希望に合わせて選択をできるようにしている。(E)</li> <li>・本人の思いに添って自宅へ帰り仏壇に手を合わせる事が出来た。(B)</li> </ul>
<p>⑥施設・ 設備面</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初の設計なのか、やや施設的な雰囲気がある。玄関近くにナースステーションがある。居室には、私物の持込が少ない。(C)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部屋のつくりは、畳の部屋をなくして、フローリングになっている。殺風景な感じで、個室の飾り付けがほしい。(C)</li> <li>・施設は、わざとバリアフリー化していない。少しの段差を残し、わざと緊張感を出している。(D)</li> <li>・施設が意外に大きく作られている。居室も立派。(E)</li> </ul>	
<p>⑦職員配 置・研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員には、柔軟な対応が求められる。シフトどおりにいかないこともある。急な対応を求められ、シフトの変更もある。それに答えなければならないときもある。(A, D)</li> <li>人材の確保は大変。職員の主力は非常勤。4週9休のシフトを組んでいる。実際に、年休取得は難しい。(C)</li> <li>・本島では会議等も多いが、八重山では機会が限られている。研修機会が必要。(C)</li> <li>・有給休暇(年休)が取れるようにシフトを組んでいる。(E)</li> <li>・有給休暇対応の非常勤職員を1名入れている。(B)</li> <li>・外部評価は、職員の気づきの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の確保が課題。研修への参加も。特に他府県での研修への参加が困難。研修会を内部で開くようにしている。(D)</li> <li>・職員は、すべてのエキスパートでなければならず、きつい職種。認知症ケア指導者などの資格取得も行っている。(D)</li> <li>・急な対応が必要な場合、ナースの確保が課題 (C)</li> <li>・男性職員が多かった。(C)</li> <li>・夜勤対応は、一人だけでは大変。部屋とフロアを往復、その繰り返しだとのこと。(B)</li> </ul>	

<p>⑧地域との関係</p>	<p>面で重要。職員で自己評価をし、全員で読み合わせしている。(E)                  ・管理者の研修も必要。(E)                  ・運営推進会議に地元の民生委員が参加。地域の地域には、グループホームとして役割をもち、関与するようにしている。(B)                  ・利用者同士の関係を結びつけることを意識し、取り組みを行ってきた。人生の歴史をたねんにたどれば、人と人との何らかのつながりがあるはず。アセスメントの中で、地元の人にも聞きながら、地域の仲介役になることが仕事だと思っている。徒歩10分圏内くらいの地域を意識している。つながりを見つけてくることで、本人が主役になれる。(A, D)</p>	<p>・地域に出て行くことをモットーにしている。地域清掃を実施。(D)                  ・遊びに来る地域の人があった。(B)                  ・お祭りに車で出かけ、地域の人にもイスや飲み物を配っていた。(B)                  ・外出を多く取り入れることで、散歩、買い物等に出かけた先で挨拶をかわしたり、話をしたりしている。スーパーの店員ともなじみになり挨拶がかわされる。また、外出により、利用者のなじみの方に会うこともあり、近隣住民との関わりが多い。(E)</p>	<p>・近隣で行われる行事に利用者が積極的に参加。週一回事業所周辺の清掃を行うことで、地域住民の方が気軽に立ち寄っている。利用者が、図書館から図書を借りている。(D)                  ・認知症の方は外出後、道に迷い家に帰れなくなることもあり、早期発見ができるよう、警察にも写真や普段の仕草など、情報提供。地域の婦人会へ協力依頼を行っている。(D)                  ・地域自治会に加入し、清掃活動や親睦会、夏祭り、敬老会等地域活動に積極的に参加し交流を深めている。(B)</p>
<p>⑨運営推進会議</p>	<p>・民生委員、家族代表、利用者代表が参加。家族には事前に状況をまめに連絡するようにしている。声かけすれば手伝ってくれる。(C)                  ・主任、管理者出席。委員として、利用者家族、本人、市役所課長、民生委員、老人会会長などが出席。その中で出されたりハビリ希望について調整し、通院リハにつないでいる。(E)</p>		<p>・利用者本人の泊まりに対する心理的抵抗がみられるため、運営推進会議のメンバーからの意見を参考にして、実際に「お泊まり会」を実施している。利用者本人から満足が得られ、以降抵抗なく泊まりが利用されている。その後、家族へのサポートにもつながり、喜ばれている。(D)</p>
<p>⑩その他</p>	<p>・認知症の理解が広がるのが重要。認知症に詳しい医師(ものわすれ外来などの)の往診があるといい。(B)                  ・老健は、入所待ちが6か月という状態。しかし、利用者は、帰りたい願望が強い。生活が成り立つマネジメントをすることで、自分の老後としても、「こいう生活をしたい」を実現させたい。(A, D)                  ・小規模多機能のケアマネ内在化は批判も多かった。デイサービスから移行した利用者が多いが、良かったのは、ニーズの変化がキャッチできること。家族にかかわりやすくなったこと。家族の負担を支えていけるようになったこと。(A, D)                  ・大牟田市をまねともらおうと市に働きかけた。(A, D)                  ・地域空間整備事業を市がやることを前提で交渉し、グループホームを始めた。(A, D)</p>	<p>・人生の最後は小規模がいいなと感じた。実習に行った老健は、放っておかれることが多かった。利用者さんの個性が豊かで、民謡などを歌って楽しそうだった。(D)                  ・「ミステリー・ショッパーズ」があるといい。お客になりすまして、評価をする。高齢者自身が行えば就労支援にもなる。(全般)                  ・外部評価は、プロセスが大事。気づきからサービスの質の向上につなげていくためのもの。(全般)</p>	<p>・理美容については、ご家族対応を基本とし、出来ない方に関して希望があれば出張サービスで対応している。行事等のときは化粧、おしゃれを楽しんでもらい、メリハリを付けられるよう取り組んでいる。(E)                  ・家族の方から少量のお金を預かり、ホームで管理している方に関しては買い物時、自分で支払っていただけるように工夫している。(C)                  ・看護師の有資格者が管理者以外に複数おり、受診時には「受診時確認メモ」の記録を通して医療機関との情報交換や受診後の他の職員との情報連絡の手段として活用している。(D)</p>

#### 4. 考察 ～その人らしい生活を支える機能

短期間とはいえ、体験と聞き取りを通して、利用者の視点から地域密着型サービス（グループホームおよび小規模多機能）における生活の実像に接近することができた。そこから得られた質的データを通して、地域密着型サービスの地域介護資源としての課題と可能性について、現代ソーシャルワークの「環境の中の個人」(PIE=Person In Environment)の基本認識を分析枠組みとして、利用者本人、家族、利用者の社会ネットワーク、地域社会（コミュニティ）、社会的な環境との相互関係の中で考察を行った。その中から得られた実践知というべきものを、地域密着型サービスの「その人らしい生活を24時間切れ目なく支える」という理念に照らして整理しておきたい。

##### (1) 小規模ケアの意味—施設ケアとの違い

地域密着型サービスは、従来からの施設ケアとの質的な違いはあるのか、グループホームは単に、小規模の入所施設と考えていいのか、それ以上の違いがあるのか、あるとしたらどのように違うのかという問いは、地域密着型サービスへの本質的な問いでもある。

母体が老人保健施設を運営する医療法人であり、職員の多くが母体施設での従事経験をもっているが、その中でも地域密着型サービスのケアは質的に大きな違いがあるという。

それ以前に高齢者施設で実習した学生は、「施設の場合、利用者がほっておかれる時間が多いが、地域密着型の場合は、時間がゆったりしている感じがあり、個別ケアができている、利用者の個別の希望に対応するケアが行われている」と感じたという。

この違いは、地域密着型の人員配置が施設に比べて多いところからくるのだろうか。

職員配置基準から見ると、日中利用者3人に対して介護職員1人以上の配置という基本的な基準は変わらない。グループホームや小規模多機能がより多い職員配置基準になっているわけではない。表5で見たように、個々の事業所別には職員配置数や常勤、非常勤の

配置において若干の違いはあるものの、従来の施設とも格段の違いがあるわけではない。それにもかかわらず、個別ケアの質に違いがあるとすれば、その理由には地域密着型サービスの機能の特徴があると考えられる。ここでは、若干の示唆にとどめる。

1つは利用者と介護職員のユニットが小さいことがあげられるだろう。利用者が50人の場合、1人の介護職員は50人の利用者に対応することになる。一人一人を理解することより、集団（マス）として利用者をとらえ、介護業務が流れ作業的にならざるを得ない。これが9人の利用者を9人の介護職員で見ると、自ずと一人一人が見えやすく把握がしやすくなる。個別ケアが可能になる確率は高くなる。「なじみの関係」も作りやすいといえる。

2つめには、「プログラムがない」ことがあげられる。何らかのスケジュールが立てられて、それに生活や仕事を合わせなければならないことは、忙しい時間を作り出すことになる。施設では、介護する側の都合によるスケジュール、プログラムによって日常が進行する。日常生活自体は、仕事（業務）と違ってスケジュールにはなじまないことが多い。その日の気分や天気、体調、人とのかわりによって変わっていくことが多い。この日はこれをやらなければならないというプログラムを決めておかないことは、時間のゆとりと、こうした環境や利用者の気持ちに寄り添って、変化を受けとめ柔軟に対応するケアする側の心のゆとりを要請することになる。その介護側の姿勢が、利用者がこうしたいという選択や意欲などを引き出すことにもつながっていると考えられる。

介護相談員という活動がある。介護保険施設を月1回程度定期的に訪問し、利用者の声を聴き、サービスへの不満や満足などの声を施設側に伝え改善につなげる、橋渡し活動である。介護保険制度上は、地域支援事業に位置づけられているが、任意事業であり、すべての保険者（市町村）で実施されているわけではない。沖縄県内では、県広域連合、沖縄市、那覇市（市民による活動）で実施されている。その介護相談員が感じ



る施設の業務のもっとも大きな問題点が、「職員の忙しさ」である。忙しいということは、ケアの内容に対するさまざまな言い訳を用意することになる。入浴や排泄の回数、利用者の個別の要望に応えられるかなどに影響を与える。介護職員の多忙は、単純に職員数の配置が十分でないためであれば、小規模ケアにおいても同様であるはずである。しかし働く側も比較的ゆとりのある時間の中で利用者に関わりをもてているとしたら、ケアのユニットを小規模化することは意味のあることといえるだろう。

小規模ケアの質については、さまざまな角度からの研究があり、より詳細な分析が必要であることは言うまでもないが、入所施設において、政策的にも実態としても個室ユニット化が進んできているのは、小規模ケアの良さを取り入れ、利用者相互の、また利用者と介護職員の関係性から個別ケアの質を高めようとする表れであると考えられる。

## (2) 本人の力

「2015年の高齢者介護」報告書では、「コミュニケーションが困難で、環境の影響を受けやすい痴呆性（認知症）高齢者のケアにおいては、環境を重視しながら、徹底して本人主体のアプローチを迫ることが求められる。」とし、「痴呆性（認知症）高齢者グループホームが近年実践してきている、小規模な居住空間、なじみの人間関係、家庭的な雰囲気の中で、住み慣れた地域での生活を継続しながら、一人一人の生活のあり方を支援」することを、今後の認知症高齢者ケアの方向に据えようとしている<sup>(8)</sup>。

加齢とともに本人の身体機能や日常生活機能が低下することは避けられない。本人の現有能力、もともと持っている力をできる限り維持し、発揮できるようにするためにも、施設入所などによるリロケーション・ダメージに代表される環境の変化をできるだけ抑えつつ、環境と個人との「なじみの関係」という強みを生かし、その人らしい生活を安定的に送ってもらうことが、地域密着型サービスのねらいである。

石垣市の地域密着型サービスは、こうした理念に沿って利用者の個別の希望の尊重や、本人の主体性が発揮されるように「待つ」ことに意識的な取り組みが行われていた。

ケアの視点として、まず、利用者がサービスの受け手であり続けるのではなく、できることはいっしょにやる、買い物や、調理、配膳、洗濯（もの干し）など、かつてはできていたものの、今は心配なことも、見守りながら一緒にやっていくことが意識されていた。それは、職員から「やりましょうね」と働きかける場合もあれば、お互いさまの関係の中で利用者が「手伝わねば」という思いから進んで行われる場合もある。いずれも本人の機能維持の点では重要であるが、従来型の施設ではあまり行われていない実践といえる。

二つめには、物理的な環境因子への注目がある。建物・設備を完全バリアフリーにしないほうが刺激になる、わずか数ミリではあっても段差を残しておくことで、それが生活の中のハリになっているという。日常生活において普通はあたり前の、こうした小さな変化を意識的に取り入れ、機能の低下を抑えようとしている。現場ならではの実践知といえる。

三点目として、利用者本人の人生の歴史をたどるために、ライフヒストリーを聞きとり、地域の中でのつながりを見出す努力が行われていた。

人生の終盤に、それまでの人生からまったく切り離された施設で、できないことだけを看続けられて生きることが大変つらいことに違いない。その人が地域社会の中で役割をもち生きてきたこと、その人のアイデンティティを、尊重感をもって掘り起こす努力がなされているのである。

## (3) 家族の介護力

介護サービスを利用する高齢者の願いは、多くが「家に帰りたい」、「島で死にたい」である。家族の方は、家庭で看たい気持ちはあるが、仕事や体力、(高)年齢、家事・育児などの理由から、家族では看きれないので、距離を置きたい、預けたいという事情がある。家族成

員が少なくなり、高齢者が高齢者を介護する、いわゆる老老介護も広がっている。しかし、これまでは施設か在宅かという二者択一の選択肢しか用意されてこなかった。在宅サービスを使いながら、家族による在宅生活が限界になったら、施設入所しか解決策がなかった。生活の連続性は途切れてしまわざるを得ない。家族も事業者もそのような固定観念を持っていた。その施設入所も待機が長期化している実情がある。そこに、新たな選択肢のひとつとして地域密着型サービスが制度化された。ぎりぎりの在宅介護を24時間の切れ目のないケアで支えることを目的としている。ただしその中でも、グループホームは、そこが24時間の生活の場であり、その意味ではより施設に近く、小規模多機能は、基本的には自宅（家庭）が生活の場であるという違いがある。

したがって、家族との関わりにおいてこの両者は、制度的には同じ地域密着型サービスに括られてはいるものの、その機能にはかなりの違いが存在する。家族支援の点では、小規模多機能により多くの支援機能が期待されることになる。

それでは、居宅サービスを使いながら、生活を維持することと、小規模多機能を利用しながら生活を維持することとの間には、家族介護力を支持するという点において違いがあるのだろうか。

小規模多機能を利用した場合には、他の居宅サービスを一切使うことができなくなる。したがって、利用者・家族にとっては、小規模多機能のサービスが決定的な生命線となる。居宅サービスの場合、デイサービス（通所介護）、ホームヘルプ（訪問介護）などを組み合わせて、介護疲れにはショートステイ（短期入所）を効果的に使いながら、要介護度別の限度額を一つの目安に、在宅生活の維持を目指すことになる。一方、小規模多機能の場合は、人や場所が変わらず、なじみの関係、場所でケアを受け続けることが可能であり、認知症高齢者にとっての、変化のダメージを極力小さくすることが制度化のねらいともなっている。費用は要介護度別の包括払い（定額払い）で、その介護報酬

の1割の自己負担額を支払うことで、「通い」「訪問」「泊まり」のサービス利用は限度なく利用することが可能であり、本人・家族にとっては利用しやすい制度となっている<sup>9)</sup>。

石垣市においては、施設待機者が300人を超えているとのことで、この人数は現入所者数に匹敵し、当然、地域密着型サービスの利用者を上回っている。現在の小規模多機能の利用者も、施設に空きができれば施設入所となる可能性は高い。聞き取り調査においても、小規模多機能の役割が、結果的に施設までのつなぎになってしまっていると感じられている。しかし、仮につなぎの存在であったとしても、その間の利用者を含めた家族の生活を支えられることには大きな意味があると感じられている。

家族の介護力を支持するために、小規模多機能ができることは、通常の居宅サービスが行っているような、家族の介護負担をサービスによって、またその時間によって軽減するだけではない。それは、家族の生活の中で介護を続けている意味や意義を再発見し、意欲を取り戻すことも重要な役割であると認識されている。そのために、家族とは連絡ノートなどを使って密接な連絡をとっていることはもちろん、家族に入りこんでいこうとしている。行事に積極的に家族を巻き込んでいこうとするのは、家族からすれば負担が増える、マイナスの場合もあるが、利用者と家族との関係を切らさずに維持し、つないでおくためにも、行事への参加をすすめている。行事などの場面では、利用者が個人として尊重されている場面を見るからであり、家庭とは違う側面を見ることになるからである。「こんな顔を見せたのは初めて」という家族の感想を聞くことができるというが、それが日々の生活の中で、本人と生活を継続していこうとする意味の発見につながっており、こうした実践によって小規模多機能は家族の介護力を、家族の気持ち、意欲の面から支援しようとしているといえる。

こうした家族との密接な連絡、行事への参加の促しは、グループホームにおいても積極的に行われている。

利用者の日常の生活の基盤、つまり住まいはグループホームにあるが、家族とも心理的に離れないための工夫として、日常の様子の写真やビデオを、面会や行事のときに家族に見てもらおうなどの試みを継続している。

#### (4) 地域社会とのかかわり

地域密着型サービスの「地域」は何を意味しているのか、調査ではいくつかの側面が見えてきた。

事業者としては、①「地域」が連携のパートナーとして意識されている面と、②ケアの場が存在している土壌と捉えられている。ケアの場は、利用者の生活の基盤であり、利用者の日常生活や人生と切り離すことができない「なじみの」社会ネットワークの源泉として「地域」がコミュニティとして意識されているということである。

①については、地域との関係性の重視の姿勢に表れている。地域社会から支援や協力をお願いするという意識が一般的であるが、しかし、受け手であるだけでなく、地域清掃などに協力する、支援や援助を提供することもある。地域社会とは双方向の、お互いさまの関係を構築しようとしているのである。認知症の高齢者の理解を広げるための講演会を自治会と共催で開催するというような取り組みもある。

②については、いずれの事業所も利用者とともに毎年恒例の石垣島祭りに出かけていたところに現れている。小規模多機能の利用者には、祭りに行くために送迎サービスだけを利用するといった使われ方も見られた。こうした外出の機会は、利用者にとっての楽しみ、生活のハリというだけでなく、普段に生活範囲の中ではなかなか出会わない友人・知人に出会う機会としても意味づけられていた。

聞き取りの中では、利用者の人生の中でつながりを見出す実践には、「利用者に頼る」という手法を聞くことができた。八重山という地域の中で長く人生を歩んできた利用者の中には、歴史の生き字引という人がおり、その利用者からいろいろなヒントをもらうのだという<sup>(10)</sup>。

## 5. 石垣市における特徴と課題

つぎに、地域密着型サービスの特徴である、その指定権限をもつ保険者（市町村）の課題を検討してみたい。地域密着型サービスの特徴を生かしていくには、個々の事業者の努力だけではなく、市町村行政のコントロールが非常に重要な役割を果たすと考えられるからである。また、石垣市が置かれた地域固有の問題もあった。ここでは、(1) 福祉・介護人材の確保、(2) 研修機会やネットワークの創出、(3) 日常生活圏域の設定の3点から検討する。

### (1) 福祉・介護人材の確保

石垣市の人口は増加しているものの、若い世代の人口流出は続いており、いったん本島や本土に出た若者が石垣に戻ってくることが少ないことが憂慮されていた。石垣市には、福祉・介護の養成校が存在しないために、高校卒業後は本島に進学することが一般的である。しかし、学校を卒業した後も石垣に帰ってこないという状況があるという。これは、石垣に限った現象ではないが、離島という地理的条件のハンデを克服する人材確保と定着策が模索される必要がある。

石垣市では、実態としてかなりの介護労働力が本土からの移住者によって担われている。

介護の担い手が本土出身者であることは、単純に問題であるわけではないが、言葉の問題があるという。それは方言が通じないという問題であり、八重山の方言でなければニュアンスが伝わらないこともあり、利用者のいらいちやもどかしさの元にもなりうるだろう。そうした言葉でのコミュニケーションの点からは、八重山出身者が担い手になることが望ましいことは疑いがない。しかし、本土出身者の中には、八重山の海のみならず、独特の芸能や文化の魅力から移住してきたという場合も少なくない。外部の人との接触や交流を広げながら八重山文化を発展させていくという志向があつていいし、高齢者ケアの場においては、方言文化を大事にし、移住者を含めて学び合う場をつくることも必要と思われる。

石垣島出身者が少ないのは、利用者も同様であり、宮古島、竹富町の各離島、本土出身の利用者がいらした。利用者からは「島に帰りたい」気持ちを多く聞くこととなったが、島には介護を支える資源がなかったり、さまざまな事情によって帰ることができないのである。竹富町には西表島に1か所、与那国町に特別養護老人ホームが1か所あるのみで、他には入所系のサービスは存在しない。離島の高齢者は病気などで石垣市内の病院に入院し、そのまま石垣市内の施設やグループホームへ入所となるケースが多いという。

竹富町の各離島に介護資源を作り出す選択肢として地域密着型のサービスは有力であり、とくに小規模多機能、夜間巡回訪問介護ができることで、かなりの対応は可能になると考えられるが、今後の組織化が課題となるだろう。

## (2) 従事者の研修機会の創出とネットワーク形成

職員の研修機会が限られているという問題は共通して出されていた。福祉人材の研修は主として本島内、那覇で開催されることが多く、本島まで研修に参加するには交通費がかさむことが研修機会へのアクセスを難しくしている。以前から八重山、宮古での研修開催を要望してきた経緯もあり、地域別に開催される場合もあるが、やはり機会は限定されているようである。

もちろん、自主的な学び合いは行われており、八重山地区介護支援専門員連絡会は2000年12月に組織されている。連絡会では独自の研修を開催し、懇親会を開いたり、他の専門職とのネットワークをつくる努力を行っている。ただし、グループホーム、小規模多機能それぞれは、県内では連絡会が設置されているものの、八重山では数が少ないこともあり、連絡会は持たれていない。

また、地域密着型サービス事業所には、地域全体で支えていくために情報を交換し、共有するための場として「運営推進会議」の設置が義務づけられている。市町村によっては、この運営推進会議の議事録をホームページ上で公開しているところもあり、課題となっ

ていることを相互に参照できることは、共通する課題を解決する第一歩としても重要な取り組みといえる。

聞き取りの中では、たとえば認知症ケアの専門医への要望などが出された。地域密着型サービスのよりよい運営には、ケア内容（ケアマネジメント）のアドバイスやスーパービジョン、地域住民や家族への啓発などが重要であり、こうした現場からの課題が運営推進会議で議論され、それが集約され、保険者としての行政課題となることにも大きな意義があると考えられる。

## (3) 日常生活圏域の設定

日常生活圏域という考え方のもととは「地域包括ケア」の圏域という発想から生まれ、2006年の介護保険法改正において、地域密着型サービスの創設とともに提示されたものである。

厚生労働省は、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して日常生活圏域を定める必要がある。」としている。そして、「地域密着型サービス以外の介護給付に係る介護給付等対象サービスの量の見込み・・・夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護等の量の見込みを踏まえつつ、種類ごとの量の見込みを定める」とあり、地域密着型サービスは、この日常生活圏域ごとのサービス量の見込みを算出して、配置計画をつくることになる<sup>(11)</sup>。

この日常生活圏域の設定は、地域包括支援センターの配置とリンクさせ、それが難しい場合は、相談窓口の地域ランチを設定するなど、小地域への機関の配置によって、福祉・保健・医療の専門職や従事者の横断的なネットワークを形成することが可能になり、さらには、地域社会との連携の推進にも寄与すると考えられる。

石垣市の3期介護保険事業計画においては、全市が一つの日常生活圏域と設定されている。それは、「人口の大半が島の南部に集中していること」などの理由による<sup>(12)</sup>。しかし、石垣市の各地域の郷土意識、絆は非常



に強いものがある。石垣島祭りでは、地区（字会）ごとに「旗頭」（はたがしら）が登場し市民パレードが華やかに盛り上がっていた。こうした郷土意識の器としての地域の範囲もあり、また社会福祉協議会では、介護予防をねらいとした地域デイサービスなどにも積極的に取り組まれていることから、きめ細かな日常生活圏域の設定がカギとなりそうである。地域密着型サービスの存在が、地域の人びとのつながりを作り出す拠点となり、地域社会の力を高められるよう検討が必要であろう。

## 6. おわりに

石垣市における調査では、地域密着型サービスのケア実態によりそい、それが担っている機能のいくつかの重要な側面を垣間見るようになった。それは、本人、家族、地域社会という相互関係の中で、それぞれが持っている良さ（ストレンクス）に着目し、その力を高め（エンパワメント）、施設か在宅かという二者択一の限定された枠組みを作り変える可能性を感じさせるものであった。その可能性を高めるのは、事業者の工夫やマネジメントであることは当然であるが、それ以上に保険者である市町村の役割が大きい。

石垣市では、すべての地域密着型サービスの運営推進会議に参加し、このケア機能を積極的に支援し、位置づけていこうとする姿勢があった。これをさらに効果的に発展させるためには、日常生活圏域の設定と他の地域福祉施策等と関連付けた、専門職と住民との協働が推進される体制を構築することが必要となるだろう。

保険者である市町村行政は、保険給付費が増大し、介護保険料が上がることは望まない。保険料の上昇を危惧し、事業者の指定には慎重になり、抑制することになる。「居住系5施設の総入居者数を要介護2以上の高齢者に対して2014年度時点で37%以下にする」という国の指示である総量規制の枠を意識せざるをえず、地域密着型サービスのグループホームの指定にも慎重であるところが多い。ただ、小規模多機能については、

その家族支援機能によって施設入所ニーズを落ち着かせる効果があるといわれる。給付費を増やさない手法として、デイサービスなどの既存サービスからの移行促進もひとつの方法と考えられる。現在の利用者と提供スタッフとのなじみの関係を重視する点から、また、当該利用者の重度化等に対する手段としての効果的であり、検討すべき課題といえる。

制度化されてわずか3年の地域密着型サービスではあるが、これまで見てきたように、さまざまな可能性を示唆している。聞き取り調査や体験ボランティアの中で「利用する高齢者からもらっているものが大きい」、それが地域密着型で働く原動力であると聞いた。わずかな時間ではあるが、このことは体験で訪れた筆者や学生たちも、その思いの一端にふれることになった。多忙の中、受け入れに暖かく協力いただいた各施設、石垣市行政にはこの場を借り、感謝の意を表したい。

地域密着型サービスの実践が、利用者家族の力を高め、さらには根ざしている地域社会の支えあう力を高めていく相互のダイナミズムに注目し、医療との連携や、各サービス相互の連関、小規模であるマネジメントの課題、自治体による地域経営など、残された課題は少なくないが、さらに調査研究を深めていきたいと考えている。

※本研究を実施するにあたり、科学研究費（課題番号20530558）の助成を受けた。ここに記して感謝する。

## 引用文献

- (1) 拙論,2009年,「沖縄県における地域介護資源の現状～地域密着型サービスを中心に～」,沖縄大学人文学部紀要第11号 P13～14 沖縄県内の高齢者人口千人当たりのグループホーム設置数は2.40、小規模多機能の設置数は1.83となっている。
- (2) 石垣市,2008年,『統計いしがき平成19年版第31号』,P4-5
- (3) 沖縄県企画部統計課「平成17年国勢調査 沖縄県の主な指標（第1次・第2次集計結果より）」  
([http://www.pref.okinawa.jp/toukeika/pc/jinkou/okinawa\\_jinkou.html](http://www.pref.okinawa.jp/toukeika/pc/jinkou/okinawa_jinkou.html))
- (4) 沖縄県企画部統計課「平成17年国勢調査 沖縄県の主な指

標（第1次・第2次集計結果より）]

(5) 厚生労働省、「介護保険事業状況報告（暫定）（平成20年2月分）」、

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyo/m08/0802.html>)

(6) 石垣市,2008年,『福祉事務所の概要平成20年度版』,P51-59

(7) 拙論(1) 沖縄県の介護保険給付費における通所サービス費用は、2007年12月のデータで受給者一人当たり65,187円であり、これは全国平均の1.87倍（全国平均は、34,935円）となっている。

厚生労働省、「介護保険事業状況報告（暫定）（平成20年2月分）」、

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyo/m08/0802.html>)

(8) 高齢者介護研究会、「2015年の高齢者介護」、厚生労働省、2003年

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/kentou/15kourei/>)

(9) 小規模多機能型居宅介護費（1か月） 要介護1 11,430単位 要介護2 16,325単位 要介護3 23,286単位 要介護4 25,597単位 要介護5 28,120単位 となっている。これに対し、居宅サービスの「区分支給限度基準額」は、要介護1 16580単位 要介護2 19480単位 要介護3 26750単位 要介護4 30600単位 要介護5 35830単位となっている。小規模多機能型居宅介護費は、この居宅サービスの限度額の7～8割程度となっている。

(10) 石盛こずえ文,今村光男写真,2004年,『八重山人の肖像』南山舎,

(11) 厚生労働省,2006年「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

(12) 石垣市、2006年「21パールプランいしがき 第3期石垣市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」

## 国家戦略としての観光・旅行研究に関する経済学的アプローチの 今日的必要性について

戸崎 肇\*

The importance of an economic approach today  
toward the strategic study of tourism

Hajime Tozaki

日本にとって、今、海外の観光客をいかに日本に誘致するかは非常に重要な国家的戦略となっている。そのためには、観光・旅行政策、産業のあり方について、しっかりと議論する必要がある。しかしながら、観光研究については、これまで社会学的な成果には見るべきものが多いが、経済学的にはまだまだ発展途上にあるといわざるを得ない。昨秋、観光庁がスタートしたことをきっかけとして、これから本格的な観光・旅行産業に関する理論的かつ応用的な研究が日本でも早急に進められる必要がある。

キーワード：観光、教育

Now, Japan needs to recognize the importance of the tourism industry to survive in the recent volatile global market situation, and consider about how to develop it from an economic approach. This paper is a preliminary study to establish an MBA program to bring up tourism specialists.

Key words : tourism, education

### 1. 観光研究の必要性和現状での限界性

2008年10月に観光庁が誕生した。これで日本の観光立国化も新たな段階を迎えたことになる。

これまで、観光に関する論考は様々なところから出されてきた。しかし、それらは社会学的なものに成果が偏っており、経済学的なアプローチに関してみれば、マクロ経済学の一応用分野としての位置づけにとどまっているか、あるいは実務的な経験に基づいて旅行業界出身者もしくは関係者が現状の記述を行ったものがほとんどであったように思われる。

そして、今日、旅行業界を中心とした観光産業出身者たちによる実務的な観光政策論はさらにもてはやされるように見える。しかし、日本の観光業界自体がこれまでの観光のあり方の見直し、そしてそこからの脱却が求められている時に、その既存の枠組みの中での

経験を基に、今後のあるべき姿を主張するのは限界があろう。その一方で、純粋に観光政策について理論的研究を迫及するには、観光は応用的な側面が強すぎて、それも実態にそぐわないものになってしまうことも確かである。

観光研究にあたっては、従来の学問の体系を超えた学際的な研究協力体制の構築と、それに観光産業の代表者が参画し、その実務経験に基づいて適切に議論の軌道修正をはかるという体制が望ましい。現状では審議会がこうした形に近いが、開催頻度も時間的にも限界があり、真の共同研究体制が審議会の場で構築されることは、持続性・連続性が保たれ難いが故に困難であるといわざるを得ない。

また、ここ数年の間に観光教育・研究をうたう大学、学部、大学院が次々に創設されてきた。しかし、その

\* 早稲田大学アジア研究機構 教授

191-0032 東京都日野市三沢3-26-32 htozaki@mail.hinocativ.ne.jp

内実は、ほとんどの場合、新たな観光研究の体制を積極的に模索しているようには残念ながら思われない。同時に、現実問題として、観光を学習・研究した後の就職が非常に不透明であるがゆえに、学生からの人気も伸び悩みであり、こうした大学・学部の偏差値は総じて高いものとはいえない（偏差値を絶対視するものではないが、社会がその分野をどう見ているのかの指標の1つにはなる）。学生、そしてその両親たちの大学を見る目は非常に冷徹なのである。

今後、観光研究が学問の上で主流となり、国策上本質的に重要なものとなっていくためには、観光庁の発足を契機として、本格的な観光に関する教育・研究体制を構築すべきである。審議会のような一時的なものでなく、そして民間のシンクタンクに委ねるのではなく、国策としての観光政策を遂行するための国家的プレーンとしての観光教育機関を、国の総力を挙げて立ち上げる必要がある。

現在筆者は、観光に関するMBAプログラムを立ち上げることを目指しているが、本論では、その序論として、ビジット・ジャパン・キャンペーンを推進力とするインバウンド観光振興について考えてみたい。

## 2. なぜ、観光学の振興は国家的課題なのか

今、観光について真剣に論じなければならないのは、これまで日本を支えてきた従来型の産業が衰退の兆しを示しており、それに代わる産業として観光が大きな可能性を持っているからである。

日本はこれまで製造業を中心として日本の国際競争力を形成してきた。しかし、円高の進展と、それに伴うアジアを中心とする安価でかつ優秀な人材の供給によって、その優位性は大きな脅威にさらされている。国の持続的発展を可能にするためには、製造業の国際競争力の維持を図るとともに、それを補佐し、いざというときにはそれにとってかわる重要な役割を果たしうる業種を長期的な視点から育成していくことが必要である。そして観光産業こそが、その役割を担うに相

応しい産業であると考えられる。

観光産業、特にその中核をなす旅行産業は情報化によって効率化が進められている。しかし、日本では労働集約型産業としての基本的性格は変わっていないものと思われる。なぜならば、観光・旅行産業は、根本的にはサービス産業であり、付加価値を高めようとするほど、個々の人的能力に頼らざるを得なくなる側面が強いからである。そのため、正社員としての雇用吸収力も、高齢化やバリア・フリーの進展など、より人手を要する分野への観光産業の浸透に伴い、今後の展開次第では一層高まることになる。

また、よく言及されるように、観光業は非常に裾野の広い産業である。世界のGDPの1割から2割を観光産業が生み出している。また、表1から、観光が経済に及ぼす効果が非常に大きいことがわかる。

特に、労働を重視し、余暇を扱う観光産業をこれまでどちらかといえば軽視してきた日本にとっては、従来型の産業構造に閉塞感が強く漂っている中、その将来性において大きな潜在的魅力をもっているのである。たとえば、冷戦構造の崩壊後、人間は根本的な生きる指標を見出すことが難しくなってしまった。そのため、「自分探し」の重要性がクローズアップされることになる。サッカーの中田英俊氏などの例を見ればわかりやすいだろう。旅は人間存在に係る重要なものとして再評価される時代になったのである。

## 3. 日本における観光の位置づけについて

表2は各国政府の観光局を比較したものである。これによると、日本が対外的な観光政策においていかに出遅れているかがわかるだろう。逆に言えば、それだけ世界が観光政策の重要性を理解し、それに積極的に取り組んでいるということである。

観光、ビジネスを合わせた数字ではあるが、日本の場合、これまで日本から海外に出国する人数が、海外から日本に入国する人数を大幅に上回ってきた。以前は、こうした出超状態も、ある面において、対外的に



表1 2005年及び2010年の訪日外国人旅行者の消費額と経済波及効果

		2005		2010	
		訪日外国人旅行	日本全体	訪日外国人旅行	日本全体
旅行消費額		1.7兆円	24.4兆円	2.5兆円	29.7兆円
経済波及効果	生産波及効果	4.1兆円	55.3兆円	5.8兆円	65.2兆円
	付加価値効果	2.1兆円	29.7兆円	3.1兆円	35.8兆円
	雇用効果	32.5万人	469.2万人	46.7万人	527.7万人

(出所)「JNTO訪日外国人旅行の経済波及効果調査報告書」2007年3月

(注)ここでいう「生産波及効果」とは、特定の需要(ここでは訪日外国人旅行)によって誘発される各産業の生産額(の合計)を指す。「付加価値効果」とは、生産額の増加に伴い誘発される付加価値であり、生産波及効果から原材料等中間投入額を差し引いたもの。

表2 各国政府観光局の比較

国名	機関名	総職員数	うち本部	うち海外	事務所数	収入総額	うち国から	入国者数
		(人)	(人)	(人)	(ヶ所)	億円	億円	千人
日本	国際観光振興公社	137	66	71	13	28.1	21.1	7,334
韓国	韓国観光公社	733	661	72	27	575.0	85.1	6,155
台湾	交通部観光局/ 台湾観光協会	835	820	15	10	301.7		3,520
中国	中国国家旅游局				16			22,210
香港	政府観光局	321	226	95	21	127.4	120.0	11,082
タイ	政府観光庁	876			18	184.0	178.1	13,822
マレーシア	政府観光局	794			31	38.8		17,547
シンガポール	政府観光局	525			25	139.5		9,748
オーストラリア	政府観光局	245	132	113	18	188.3	154.6	5,532
ニュージーランド	政府観光局	100			14	71.9	71.0	2,422
カナダ	観光局	161	97	64	10	202.4	96.0	33,390
英国	政府観光庁	476			35	171.9	122.9	32,135
ドイツ	観光局	153	77	76	30	54.4	41.2	23,569
フランス	政府観光局	369	89	280	33	106.2	41.3	76,001
イタリア	政府観光局	122	99	23	23	42.1		36,513

(出典)国際観光振興機構「JNTO国際観光白書2007」

同「訪日外国人旅行の振興とJNTO」、平成20年6月

(注1)収入総額は、2006年5月の為替レートでの換算額。

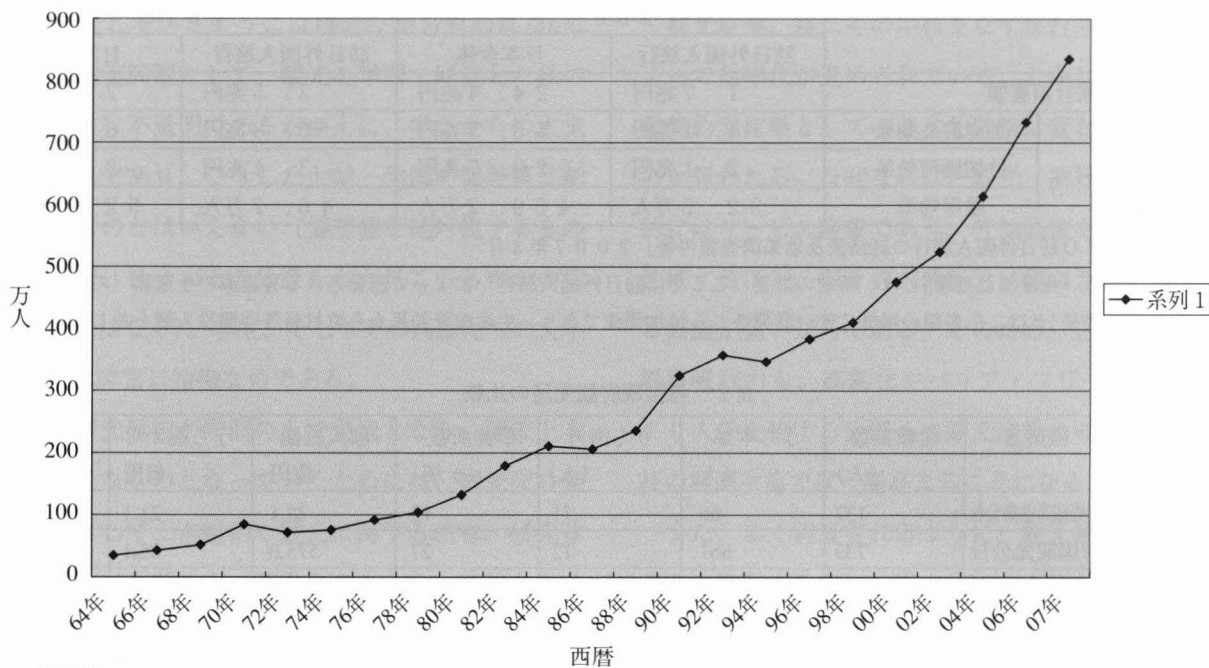
入国者数は2006年の数字。

望ましい意味を持っていた。それは、たとえば日米間において恒常的な状態となっている膨大な貿易黒字を、旅行収支の赤字でいくらかでも減殺することができたからである。日本人が海外に出掛けていき、そこでお金を使えば使うほど、両国間の経済摩擦の緩和につながった。実際にも、経済摩擦の緩和を目的とした、日本から海外に行くことを奨励する政策(たとえばテン・ミリオン計画など)、キャンペーンは何度も行われてきた。しかし、その逆のキャンペーン、つまり海外の人々を日本に誘致する政策については、以前は積極的に行われてきたとはいえない面がある。

それは受け入れ態勢の不備の問題、治安悪化への懸念など、様々な要因が考えられるだろう。こうした問題については、心理的な面の克服もあり、確かに対応に時間のかかるものがある。

しかし、特に1980年代後半のバブル経済期を中心として、日本人が一方的に海外に出て行き、そこで派手な行動をとる行為は、当時の日本人の傲慢さを世界的に露呈することになり、対日感情を悪化させ、外交上望ましくない結果をもたらすことにもなったことを考えてみる必要がある。こうした事実を振り返らず、日本の国内が、あたかも外国人観光客に開放されてい

図1 訪日外国人旅行者数の推移



(出典) JNTO

いように見える状況は、閉鎖的で特異な国、理解できない国という日本のイメージを強化することになってしまう。やはり双方向でのバランスのとれた人的交流があってこそ、初めて健全な国際化に向かって進むことができるだろう。

また、先にも触れたように、1985年のプラザ合意以降、円高基調が固定化したことで、多くの製造業が対外的なコスト競争力、特にアジア諸国に対するコスト競争力を大いに減じ、次々と海外に生産拠点を移したり、あるいは廃業を迫られることになった。その結果、これまで物づくりで経済を支えてきた構造がゆらぎ、そのあり方を根本的に見直すことが求められることになったのである。

明治維新以降、後進国日本は、先進諸国にできるだけ早く追いつくために、富国強兵、殖産興業が国の目標として掲げられてきた。こうした中で、労働こそが重要であり、余暇のあり方を考えることは重要性の低いものであるとされてきた。こうした労働重視の価値観は、高度経済成長期を支える国民的雰囲気を形成し、それが嵩じて、あたかも日本人が古来から保持している民族的特性のように語られてもきた。しかし、実際には、江戸時代以前には余暇の過ごし方にどれほど庶

民が熱意を注いでいたかが歴史研究家の成果によって明らかにされている。つまり、日本人は本来ゆとりを重視し、それをどのように楽しむかに長けていた民族なのである。そのルーツに戻るという観点からも、昨今の観光振興は、その進め方によってはうまく機能するに違いない。

#### 4. ビジット・ジャパン・キャンペーンについて

2003年からビジット・ジャパン・キャンペーン (V J C) が推進されることになった。実際にこのキャンペーンが、入国者数の増加に対して現実的にどれだけの効果をもたらしたかについては今後検証しなければならない。しかし、外国から日本を訪れる人の数がキャンペーン開始後に512万人から835万人と、4年間で313万人も急増していることは確かである。V J Cでは当初、2010年に1000万人の入国者数の達成を目標としたが、それが達成される目途が立ったことから、政府は新たに、2020年までに2000万人の入国者数の達成を目指すとした。

入国者数を増やすためには、ハード、ソフトの両面から様々な課題に取り組んでいかなければならない。

ハードの面では、入国審査の簡略化、航空運賃の低化あたりが特に重要なポイントとなってくるだろう。日本への入国者増のターゲットとして最も期待されるのが周辺アジア諸国だからである。

国際航空輸送は、戦後まもない時期に構築された二国間協定の枠組みにこれまで縛られてきた。このため、ある航空会社が特定の国際定期路線を就航させたいと思っても、それは当該路線が結ぶ二カ国の政府が取り決めた協定の枠組みに制約され、自由に行うことはできなかった。しかし、昨今、これまでの体制を変革し、自由に国際路線を就航させることが可能になるように協定を改定するところが増えてきた。その中でも特に、2008年春、アメリカとヨーロッパの間でこうした自由化が実施されたことは、これからの航空をめぐる国際協定のあり方に大きな影響を与えるだろうと予想される。事実、アジアの中でもこうした自由化にすでに積極的に取り組んでいる国が急速に増えてきている。今後アジアにおいてこのような自由化がさらに進めば、日本にもアジアの格安航空会社が多数乗り入れ、その革新的な低運賃によって、日本への観光需要を大きく増加させることが期待される。

## 5. 羽田空港の拡張問題

こうした状況下で、2010年に羽田空港が拡張され、発着枠が約1.3倍に増加する。先日の政府方針では、羽田空港の6万回の発着枠を国際線に振り分けることが示された。羽田空港の本格的な国際化が今後どのように推進されていくのかどうかは、今後の日本の観光政策上も大きな論点の1つになるだろう。

ただし、アジア諸国の空港政策とは根本的に異なる視点をもって、日本の空港運営は行われていかなければならない。羽田空港を完全国際化することなくして日本の将来はないというような論調が最近目立つ。しかし、現実的にはそれに伴って解決を迫られる問題も多く、簡単にはいかない。

まず、成田空港をどのように処遇するのかという問

題がある。成田空港にはすでに相当の投資が行われてきており、国際空港としての運営ノウハウも極めて高いものが形成されてきた。これを貨物専用空港として活かすべきだという主張もあるが、成田空港の実力を適切に評価し、効果的に成田空港を活かしていかなければ失われるものがあまりにも多い。

また、羽田空港が拡張されるといっても、それですべての航空需要に対処できるわけではない。根本的に、周辺アジア地域の巨大空港と、日本の空港が置かれた環境はあまりにも違いすぎる。周辺アジア地域では土地も安く、潤沢に存在するし、建設に要する期間も、日本に比べて格段に短くてすむ（この点、詳しくは戸崎『国際交通論の構築に向けて』、税務経理出版、2007年などを参照されたい）。関西空港、中部空港の役割も大きい。首都圏の巨大な航空需要を考えれば、首都圏にすでに複数空港が存在する以上、日本のように今後用地の拡張余地の乏しい場合には、むしろ積極的に首都圏の空港を中心に、既存の空港を有機的に結び付けて総合的に活用していかなければならない。この対象の中には、これから開港が予定されている茨城空港なども入ってくるだろう。

最後に、地方空港の活用、活性化ということもある。羽田空港だけではなく、地方空港も国際化の推進の中で積極的に活用するような制度を構築していくことが重要である。地方空港については、とかくその必要性が喧伝されがちであるが、実際にそれぞれの空港に行ってみれば、その潜在的可能性は極めて大きいことがわかる。理念的に統廃合をいうのは簡単なことだが、実際的にはむしろその潜在的可能性を引き出す方向で地方空港の再生を図っていく方が経済合理性に優れている。日本の観光立国化を進めていく上で避けて通ることのできない問題なだけに、この点に関する議論がさらに積極的に行われ、国民のコンセンサスが形成されていかなければならない。

## 6. 最後に：旅行産業に求められるもの

最後に観光政策の最前線を担う旅行産業について、言及しておきたい。これまで日本の旅行産業は航空会社からの手数料に頼った、薄利多売の構造にあった。しかし、これも昨今の情報化の進展によって維持できない状況になってきている。いかにして付加価値生産性を上げるか。それによって優秀な人材を確保し、豊かな発想をもとに海外からの旅行者を呼び込むことになる魅力的な旅行商品を創造することができるか。ただ、これはニワトリが先か卵が先かという問題でもある。つまり、優秀な人材がいなければ付加価値生産性の高い旅行商品も生まれてこない。その一方で、待遇が良くなければ優秀な人材を確保することはできない。このジレンマをどのようにして脱するか、早急に対策をたて、実行していかなければならない。そこで冒頭の話に戻ることになる。学生に対する観光産業の注目と期待を高めるために、高等教育における観光学の体系を早急に整備していかなければならない。

具体的には、観光MBA（経営管理学修士課程）な

ど、観光教育にかかわる高等教育のプログラムを明確に体系化し、その卒業生には高給が保証されるような体制を官民一体となって構築していく必要がある。観光産業に対する政府の財政的関与も、今後はより積極的になされていかなければならないだろう。もともと観光学というものに対する学生の潜在的需要は高い。旅は常に若者のあこがれの対象であるからである。しかし、観光について学んでも、その後の就職に繋がらないという現状では、優秀な人材がこの分野に集まるわけがない。観光庁の発足とともに、文部科学省との連携において、観光教育の高度化と産業育成とのリンク付けを徹底的に追及しなければならない。

さらにいえば、観光こそ、アジアを初めとする諸外国との相互理解を深めていく上での極めて直接的な手段である。この点を再認識し、観光政策に対する政府、国民の理解がこれから急激に高まっていくことが求められる。観光振興こそが、これからの日本にとってさらに大きな発展可能性をもたらすものなのである。

## 双方向性のある地域環境学習にむけて

— 2008年度 沖縄大学地域研究所「ジュニア研究支援」の発表から —

盛口 満\*

To Seek for Interactive Regional Environmental Learning  
From the FY 2008 Presentation on "Junior Studies Support Project" of the institute of Regional  
Studies, Okinawa University

Mitsuru Moriguchi

2008年度に沖縄大学内で行われた、沖縄大学地域研究所「ジュニア研究支援」の発表の中から、特に久米島の「守れホタル・ジュニアーズ」の活動・発表を取り上げ、紹介する。

この研究・発表の総括から、「地域」に根ざし、双方向的な関係性を持つ「研究支援」をさぐる。

**キーワード：**ジュニア研究支援、守れホタル・ジュニアーズ、環境教育

### 1. はじめに

沖縄大学地域研究所は、2002年度より県内の小中高校生を対象として、「ジュニア研究支援」の活動を行っている。毎年、春に新たな研究グループを応募し、書類審査の結果、研究助成を行うとともに、翌2月に研究の成果発表会を開き、応募グループ相互の交流も目指している。2008年度は、小学生を主体とした研究グループが6団体、中学生を主体とした研究グループが2団体、高校生を主体とした研究グループが5団体、助成を受けた。また、助成を受けた全13団体のうち、離島からの参加が8団体（石垣島、南大東島、伊是名島、久米島、宮古島）と、半数以上を占めた。研究内容は、社会・人文系を主体とするものが3、自然科学系を主体とするものが10であった。

2008年2月21日に、各団体による発表会が、沖縄大学内で行われた。各団体の研究発表はそれぞれ個性的であったが、本稿では、その中の「守れホタル・ジュニアーズ」の研究発表に特に注目して、報告したい。

### 2. 研究発表の概略

研究発表には社会・人文系を主体とする研究も見られたが、ここでは自然科学系についての発表に関してまとめてみる。

自然科学系の発表をさらに分類してみると、次のようになる。

1. 実験科学系
2. 環境調査系
3. 生物相調査系
4. 生物種調査系

各発表は、これらの分類のどれかの項目に特化したものもあれば、いくつかの項目にまたがるものも見られた。たとえば開邦高校科学部の「太陽電池の研究」は1に、また宮古高校自然クラブの「学校の資源ゴミの調査」は2に、辺土名高校サイエンス部の「大宜味村の昆虫」は3に、八重山高校生物部の「ヤシガニの研究」は4の典型である。一方で、南大東島・島まる

\* 沖縄大学人文学部こども文化学科 902-8521 沖縄県那覇市国場555 kamage@okinawa-u.ac.jp



ごと館・子供スタッフによる研究は、2（南大東島の湖沼群の塩分濃度調査）、3（南大東島の水鳥調査）、4（アダンの研究）の3分野にまたがっていた。これは、この団体の研究目標の設定が、「南大東島の自然はどこから来たのか？」というきわめて総合的な追及を必要とするものであったからである。

「現在、自然科学系のクラブの予算は、無きに等しいので、ぜひ今後も研究助成をお願いしたい」

発表後に開かれた懇親会では、高校の自然科学系のクラブの顧問から、このような主旨の発言がなされた。このクラブの発表内容は、きわめて緻密な調査と、データ解析、及び学問的にも新発見を含む重厚なものであった。それだけに、この発言は重く受け止める必要があるだろう。しかし、沖縄大学の地域研究所の「ジュニア研究支援」が、どこに重点をおくべきなのかは、あらたに考えてみる必要があるようにも思える。発表全体を見渡したとき、「ジュニア研究支援」ならではと、いえる発表は、高校の自然科学系のクラブの発表ではなく、小学生を中心にした、それも地域に根ざした研究の発表にあるように思えたからである。

例えば、先にとりあげた南大東島の研究団体の発表では、他団体がすべてパワーポイントを使用していたのに、あえてポスターを貼り変えつつ、発表を行っていた。これは「パワーポイントなどを使うと、つい、大人がうまくまとめてしまうから」であると、引率をしていた、島まるごと館の職員が、懇親会時に打ち明けてくれた。また、研究内容のひとつには、島に存在するいくつもの湖沼の塩分濃度調査結果が紹介されていたのだが、この調査結果も「まったく予想できない結果だったし、なぜそんな結果になるのかも、まだわからない。ただ、子供たちがおもしろそうと思ってやりはじめたら、こんな結果になった」ということであった。このような姿勢は「研究発表」ということだけを見ると、不十分な結果を生みかねないのだが、地域を受け継ぐ子供たちの基盤づくりという点からすると、やがて大きな実を結ぶ活動ではないかと考えられる。同様に、次に取り上げる久米島の「守れホタル・ジュニアーズ」の研究発表も、この地域に根ざす活動とは

どういうものかということを知らしめてくれる大変いい例ではないかと思える。

### 3. 守れホタル・ジュニアーズの発表

沖縄島の西方、焼く100キロの海上に浮かぶ久米島には、1994年に新種記載されたクメジマボタルが生息している。このホタルは日本産のホタルの中で、ゲンジボタル、ヘイケボタルと並んで、例外的に幼虫が水棲のホタルであり、ゲンジボタルとの関係性が注目されている（大場 2008）。久米島にはクメジマボタルの保護活動の拠点として、久米島ホタル館が設立され、またこの館内に事務局を置く、久米島ホタルの会が、ホタルを含めた久米島の自然の保全・保護・再生にむけて活動をしている。

「ジュニア研究」に応募した「守れホタル・ジュニアーズ」は、この久米島ホタル館と久米島ホタルの会と、連携しながら研究活動をおこなっている。

研究助成の報告書によれば、1年間の研究活動の記録は以下のようなものである。

4～6月 久米島ホタルレンジャー結成式、川の生き物調査、川の清掃活動や植栽活動

7～9月 キャンプ、カタツムリ調査、その他の生き物調査

10～12月 川の生き物調査、ラムサール条約登録地の調査、キクザトサワヘビの保護

1～2月 お年寄りからの聞き取り調査

本団体の活動の主軸はクメジマボタルの保護なのであるが、今回、発表された内容はクメジマボタルを取り巻く自然の調査結果であった。これは、クメジマボタルを保護するといっても、それだけ単体で保護をするということは、実際、不可能であるからだ。ある生物種を保護する場合、その生物種の生息する環境の保全とあわせて考える必要があることは、言うまでもな

い。クメジマボタルの場合、幼虫が水棲であるため、水系の環境保全に視野を広げる必要があるし、それは水系周辺の森林環境や土地利用、さらには人間の生産活動との関連も考えざるをえなくなる。

本団体が今回とりあげた主な研究テーマは、クメジマボタル以外の陸棲のホタル類に関してであった。陸棲ホタルの幼虫の主な餌はカタツムリ類であるため、そのカタツムリ類の調査をまずおこなっている。

研究助成の報告に興味深い記述がある。

「新メンバーは、低学年や幼稚園生が多く、上手に字を書けない、長時間一つの事に集中して取り組めないことも多かった。しかし、子供たち同士が工夫して生き物探し、発見ごっこをしてもらったり、カタツムリの絵やイラストをじっくりと描いてもらったり、昨年とは違った新たな取り組みができました」

本団体は、こうした「研究」には難しい側面を抱えつつも、きわめてユニークな研究成果を発表してくれた。それはカタツムリの調査時に、壊れたカタツムリの殻があることに気づき、その原因を考察し、その考察にもとづきデータを取ったことである。つまり、カタツムリの殻の壊れ方から、カタツムリの捕食者を想定し、どの捕食者による死因が多いのかという研究をおこなったのである。このような研究は、これまでほとんど行われていないと思われる。また、カタツムリの殻を拾い集めて分類をするといった研究なら、低学年のメンバーも含めた研究が可能であろうと、感心させられた。

さらに、団員が島のお年寄りに聞き取り調査をおこなった点も、大変、興味深かった。この聞き取り調査が興味深いのは、それが「双方向性の発見」をもたらすものになっていたことである。

発表時の資料によれば、お年寄りへのアンケートは、次のような設問であった。

質問1 ホタルは昔どこで見ましたか

質問2 どれくらいの数でしたか

(中略)

質問8 ホタルがいなくなったのはいつごろからですか

質問9 ホタルがいなくなったのは、どうしてだと思いますか

(中略)

質問11 ホタルがカタツムリを食べることを知っていますか

質問12 カタツムリが、たくさんいたところは、どんなところでしたか

質問13 そこには、ホタルがいましたか

(中略)

質問17 カタツムリを食べたことはありますか

質問18 アフリカマイマイをしていますか

質問19 カタツムリのことをどう思いますか

(以下、略)

この聞き取り調査の結果、団員である子供たちと、お年寄りの双方が驚くことになる。

お年寄りが驚いたのは、子供たちに、陸棲のホタルがいて、その幼虫がカタツムリを食べているということを知ったことだった(本土のゲンジ、ヘイケがあまりにも有名であるためか、これらのホタルがいない沖縄でも、ホタルの幼虫は川に棲んでいるというイメージが広く流布している)。そのため、お年寄りたちがカタツムリに対して抱く一般的なイメージも、「害虫」というものであった。しかし、子供たちとのやりとりから、ホタルにとって、カタツムリの存在は大事であるということに気づいていく。

団員の子供たちにとって、一番の驚きは、お年寄りたちから、かつてカタツムリを食べたことがあるという話を聞いたことだった。ホタルや鳥がカタツムリを捕食することは、調査を通じて知っていても、まさか人間がカタツムリの捕食者になっていたことがあるとは思ってもいなかったのだ。

ここに見られるように、同じ「地域」に暮らしていても、さまざまな断絶が隠されている。それは世代間の断絶であったり、自然に興味を持っている人と、特

別な興味を持っていない人との間の断絶であったりする。本団体の聞き取り調査は、ささやかではあるものの、この断絶に気づくとともに、その断絶を、断絶の両側にいる双方から埋める試みであったように思える。この小さな試みは、今後、地域の自然を継承していく上で、大きな示唆を与えてくれるものではなかろうか。

発表の最後は、久米島の森の中の食物連鎖の図に続いて、地球全体の環境問題の相互関係を描いた図が示された。この図からは、描いた子供たちのリアリズムが感じられた。それは、聞き取り調査や、先のカタツムリと捕食者の調査があったためだろう。このようなリアリズムの形成こそが、環境学習の目指す地点ではないだろうか。

#### 4. 最後に

今後の「ジュニア研究支援」は、何を指すべきであらうか？

現在の「ジュニア研究支援」は、二つの要素を含んでいるように思える。それは、高校の自然科学系クラブの発表に見られた「研究」の支援と、南大東島や久米島などの子供たちの「研究」の支援である。「ジュニア研究支援」は、現在、主に研究費の助成と、研究発表の場の提供を行っている。前者の研究に関しては、この内容で十分だろう。ただ、後者の発表に関しては、より積極的に関わることもできるのではないだろうか。その関わりの中から、例えば「地域と自然」といった大きなテーマの切り口は、見えてきはしないだろうか？ 「支援」という名を越えた、双方向的な学びの可能性を、今回の研究発表で感じる事ができたように思える。

#### 引用文献

大場信義. 2008. ホタルが私たちに語ろうとしていること. 沖縄大学地域研究所 ブックレット5. 56pp.

## 家族介護者の実態調査・研究報告（3）

— 高齢者虐待への態度と介護負担との関連について —

大城 トモ子\*・國吉 和子\*\*

An Exploratory Study of Family Caregivers of Older People (3)

— The Relation between Attitudes toward Elder Abuse and Caregiver Burden —

Tomoko Oshiro and Kazuko Kuniyoshi

高齢者虐待に関する研究の一つのアプローチとして、高齢者虐待への態度をとりあげ、家族介護者の介護負担との関連を検討する事を目的とした。沖縄県内の介護者を対象にアンケート調査を行った。分析の結果、認知症の介護において虐待への共感的態度がみられ、「物盗られ妄想」は、最も虐待への共感的態度と関連した。介護内容では、身体的に負担となる介護ではなく、概して介護者にとって精神的なストレスになる要介護者の行動が虐待への態度と関連した。認知症介護の悩みが多いほど、介護生活で不満や不安の多いほど、また、燃えついているほど虐待へ共感的態度を示した。一方、要介護者の生活行動能力、介護量、介護者の健康度と虐待への態度とは関連が認められず、介護についての認知的評価の介在が今後の研究課題とされた。

キーワード：高齢者虐待、介護負担、家族介護者、認知症、燃えつき

## I. 目的

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律」（「高齢者虐待防止法」と称す）が、2006年4月から施行された。しかし、その4ヶ月後には、神奈川県で35歳の息子が、認知症の父親をロープで首を絞め、ナイフで首を刺して殺害したと報道された(毎日新聞8月5日)。2003年の読売新聞社調べでは、1年間に介護者による傷害致死及び殺人による死者が46人で重傷者は6人と警察の公式発表であった(小林, 2004)。虐待は、主に身体的虐待・心理的虐待・経済的虐待・介護放棄と分類されるが、事件として表ざたになる虐待は氷山の一角と思われる。法律が虐待へ抑止効果を持つかは今後の動向を窺うことになるが、高齢者虐待の誘発要因の研究は、虐待防止に重要な示唆をもたらすものと考えられる。そこで、従来の研究を踏まえ、虐待というデリケートな研究テーマにおけるアプローチについてその問題点を指摘し、新たなアプローチから高

齢者虐待の誘発要因を検討することは意義があろう。

高齢者虐待の誘発要因について、家族による虐待と施設における虐待について研究がなされてきているが、施設における虐待の認識については、複数の目があり比較的透明性が高いと考えられた(井上, 2005)。一方、家族介護者による虐待行動については、医師(金子ら, 2000)、看護・保健師、介護専門職のスタッフ(鶴沼・関根, 2007; 上田ら, 2007)という第三者の判断による回答、介護者による回答(上田, 2000; 小野・小西, 2003; 桐野ら, 2005)、そして、被虐待者からの回答(金子, 2005)を得ているが、虐待行動の調査にはそれぞれ問題がある。たとえば、筒井と東野(2002)は、保険医療福祉専門職らによる間接的な質問紙調査法では、虐待の有無の判断が個々の看護職や社会福祉専門職に任されており、高齢者虐待という行為を判断するための共通した認識が共有されてないと指摘している。また、家庭という「密室」で起こっている虐待の事実

\* 沖縄大学地域研究所特別研究員 903-0116 西原町幸地370-5-306

\*\* 沖縄大学人文学部福祉文化科 902-8521 沖縄県那覇市国場555番地, kkuni@okinawa-u.ac.jp

やその原因を第三者によって判断するのは難しく、彼らの判断能力や認知的バイアスの影響を受けるだろう。次に、被虐待者を調査対象とする場合の問題点は、高齢者が虐待を我慢し虐待に耐えているという事例（岡山県保健福祉部，2003）があり、介護してもらっているという立場で家族の虐待をあばくことへの戸惑いから、回答への躊躇や回答を歪めるという可能性が考えられる。そして、直接、家族介護者へ虐待の事実を尋ねるとき、回答者の虐待についての正しい認識が前提となるが、実際、虐待を虐待として認識していない場合がある（岡山県保健福祉部，2003）。また、在宅介護での高齢者虐待が認められても、虐待当事者からの積極的な相談が少ない（赤司，2000）という事から、介護者にとって虐待は不本意なことであり認めることは容易ではないと思われる。従って家族介護者へ虐待の事実を直接問うことは回答への抵抗を招きかねず、また、多くの犠牲を払って介護をやってあげている心情から、虐待行動の認識が甘くなる可能性もあるだろう。このように、虐待行動の実態を正確に把握することは難しいものである。

そこで、本研究では、一つのアプローチとして虐待への態度をとりあげたい。「態度とは、観察可能な外的刺激と観察可能な個人の行動との間の関係を説明するための構成概念であり、一定の仕方で反応させる内的傾向である」（社会心理学用語辞典1987：230）。態度は行動への傾性であり、虐待行動を肯定する態度が虐待行為と直接結びつくとは必ずしも言えないという誹りは充分予期できるものであるが、虐待への態度から虐待行動の有無を断定するというのではなく、虐待行動の遂行を規定する一つの要因として捉える。そこで、虐待行動に賛同及び共感することを虐待行動への共感的態度と定義する。「虐待」というデリケートな問題を研究するにあたって虐待への態度を問うことは、虐待行動を直接問うことよりも回答への抵抗を和らげ、回答者のホンネが出やすいものと期待される。そして、家族介護者の虐待への態度が介護者の置かれた状況によって変わるならば、高齢者虐待の誘発要因の理解に

役立つものと思われる。

さて、虐待についての初めての全国調査で、虐待の誘発要因として介護負担が指摘された（医療経済研究，2004）。介護負担は、介護生活に伴う色々な負担によって構成されるが、その一つに要介護者の心身の状態に結びついた介護そのものの負担がある。要介護者の身体状態では、「寝たきり」と虐待の関連が指摘され（金子，1987；高崎，1998）、要介護者の身体的自立度の低さは虐待の誘発要因と考えられた（医療経済研究，2004）が、生活行動能力（ADL）が高い者も虐待されており（高崎，1998；小野ら，2003）、要介護者の身体状態と虐待との関係で結果に不一致がみられた。これらの調査では、介護負担の測度として要介護度や要介護者のADLが用いられており、要介護者の心身の状態から介護者の負担を間接的に測っている。そこで本調査では、介護内容によって介護者が感じる介護の困難さや負担を直接反映する測度を加えることにした。

要介護者の認知症状と虐待との関連については、認知症介護者の介護負担が重くなると虐待も起こりやすくなり（リーLeeら，2005）、特に「徘徊、異食、不潔行為」（鈴木・安梅，1998；多々良，2001）、「失禁」（金子，1987；鈴木・安梅，1998）、「言語の混乱」（高崎，1998；青森県健康福祉政策課，2003；福島県保健福祉部，2004）が虐待を誘発する症状として考察された。しかし、認知症の重症度というよりも、在宅介護を困難と認識する介護家族から虐待が生じやすいという指摘もある（三宅，2006）。そこで、認知症状のみならず認知症高齢者の介護に伴う苦悩も測度として加えることにした。

また、介護期間が長いほど負担感も増し（杉原ら，1998；浅川ら，1999）、虐待との関連でも、被虐待者との接触時間が長い者（青森県健康福祉政策課，2003）、あるいは、同居している者（医療経済研究，2004）に虐待者が多かったことから、介護に費やす時間も介護負担の量的な測度としてとりあげたい。

ところで、介護生活は介護そのものの負担のみならず、介護者にさまざまな犠牲を強いる（木之下・朝田，



1999)。介護生活に伴う不満や不安など苦悩は、介護者の置かれている状況によって異なる。たとえば、要介護者が同じ心身の状態でも、家族の介護力や主介護者の介護以外の役割、また、周りの人間との関係などで、介護者の感じる負担や不満は異なる。このような介護者の苦悩も要介護者へ苛立ちを向けやすくすると思われるが、いわゆる「介護負担感」と虐待との関連を扱った研究は少ない（上田，2000；桐野ら，2005；上田ら，2007）。また、介護の負担感を自覚する介護者には不安や抑うつ気分があった（神田ら，1994；一宮ら，2001）ことや、介護者の「燃えつき感」（宗像・川野，1994；服部ら，2000；亀田ら，2001；服部ら，2001）や介護者の健康状態（緒方ら，2000；谷垣ら，2004）は、介護者の適応状態を示す測度であり、虐待への態度と関連しているだろう。

以上、本研究では介護負担を構成する要因として、要介護者の心身の状態、介護者が直接感じる介護の困難さ、介護量、そして介護者の適応状態について取りあげ、高齢者虐待への態度との関連を検討することを目的とした。

## II. 方法

### 1. 調査対象及び調査手続き

本研究で分析に用いたデータは、沖縄県内の七つの市町村の家族介護者を対象に1997年に行った「老人介護者の生活実態調査」というアンケート調査の一部から得られたものである。

アンケート用紙は、社会福祉協議会、介護者の家族の会、在宅介護支援センターや老健施設の協力を得て家族介護者へ手渡され、自宅で回答された後各機関で回収された。調査は無記名回答で124人の回答を得た。

### 2. 調査票の構成

虐待への態度についての項目、虐待への態度を規定する要因として、要介護者の心身の状態、介護に伴う

困難さ、認知症介護の大変さ、介護の量的測度、介護者の適応測度によって構成された。尚、ADLや介護の困難さとの関連について、先に報告されているが（大城・國吉，2008）、虐待への態度を中心とした考察のためにここでもとりあげた。

#### 1) 虐待への態度についての項目（12項目）

虐待は、身体的虐待（4項目）、心理的虐待（3項目）、経済的虐待（1項目）、介護放棄（4項目）の4種類でそれぞれ介護者の声をもとに作成された（例、介護に疲れてくると老人を手荒に扱ってしまう）。高齢者虐待の仮想状況で、「虐待者にどの程度共感（気持ちがわかる、賛同できる）できるか」を、「とても共感できる」4点から「全く共感できない」1点の4件法で問うた。

ここでは、実際の虐待を扱ってないことから、虐待者ではなく「介護者」、被虐待者ではなく「要介護者」とする。

#### 2) 虐待への態度を規定する要因として

##### ①要介護者の心身の状態に関する項目

###### ・認知症の症状について(18項目)

宗像ら（1994）が使用したリストを用い症状の有無を問うた。

###### ・ADL（9項目）

九つの生活行動能力（食事、入浴、歩行、聴力、視力、話の理解、排泄、着脱、意思の伝達）について、4件法（例、一人で不自由なく食べられる～全て介助してもらわないと食べられない）で行った。

##### ②介護に伴う困難さについて(12項目)

認知症状や身体機能の低下によって生じてくる介護内容について、介護の困難さ（例、徘徊や入浴の世話についてどの程度困っているのか）を4件法で訊ねた。

##### ③認知症介護の困難さについて（7項目）

認知症高齢者の介護に伴う困難さとして、世話の大変さ、周りへの羞恥心、周りからの理解や支援などについて4件法で問うた。

##### ④介護に関わった時間の測度：同居年数、介護年数、

介護時間

⑤介護者の適応測定

・介護生活の快適さについて (16項目)

早川 (1982) の「介護者の声」を参考に作成された。介護を始めて抱えた介護者の健康への不安、経済的負担、諦めたこと等について4件法で回答を求めた。

・介護者の健康状態について

「体調がよい」、「病気でないが不調」、「病気がある」の選択肢である。

・燃えつき度について(15項目)

宗像・川野 (1994) が用いたPinesの“the Burn Out Measure”を邦訳した21項目から他と重複しない項目を選出した。「疲れきった感じ」、「気がめいる」、「イライラする」、「うんざりする」等の度合いを4件法(「いつもある」～「全くない」)で評定してもらった。

Ⅲ. 結果

1. 虐待への態度について

虐待への共感的態度の平均値は20.02点 (12点から48点の範囲) で標準偏差は4.72であった。虐待への態度で共感の高かった上位3項目は「介護に疲れると手荒になる」(平均値: 2.60, 標準偏差: 0.90)、「世話をする人の心身の疲労が積もると、異常な行動 (例えば無理心中) をしないと限らない」(平均値: 2.13, 標準偏差: 0.96)、「痴呆老人をバカにする」(平均値: 1.70, 標準偏差: 0.76) であった。

表1. 4種類の虐待

	身体的虐待	心理的虐待	経済的虐待	介護放棄
平均値	1.93	1.47	1.55	1.63
標準偏差	2.06	1.48	0.74	2.04
人数	97	100	102	98

表2. 虐待種類間の相関

	心理的虐待	経済的虐待	介護放棄
身体的虐待	.54***	.24*	.40***
心理的虐待		.35***	.60***
経済的虐待			.43***

\* p < .05      \*\*\* p < .001

虐待の種類によって虐待への共感的態度に有意差はなかった(表1)。また、身体的虐待への共感が高い人は心理的虐待への共感も高いというように、4種類の虐待への共感的態度はすべての組み合わせで有意な正の相関を示した(表2)。

2. 要介護者の心身の状態と虐待への態度との関係

1) ADLと虐待への態度との関係

従来よく用いられているADLは、要介護度の基本的測定度であり、ADLが低いと介護負担が大きくなり、虐待への態度に影響すると仮定された。しかし、本調査では、ADLと虐待への態度に有意な相関関係はみられなかった。

2) 認知症の症状と虐待への態度との関係

認知症の症状が多いほど、虐待への共感が高くなった ( $r = .39, p < .001$ )。認知症の各症状の有無による虐待への態度の差の検定結果、6つの認知症で虐待への態度に有意差が見られた(表3)。主に記憶障害、妄想、ウツの症状に分類される。特に、「物を盗まれたとさわぐ」の有無で虐待への共感に大きな差がみられた。また、夜間せん妄があると、介護者が虐待へ共感的態度を示す傾向があった。しかしながら、認知症の症状の中でも、失禁、異食、時間や季節がわからない、火の不始末、身体麻痺、床ずれなどでは、虐待への態度に有意差がみられなかった。不潔行為については、虐待へ共感的態度が予想されたが、ケースが1件しかなかったため分析ができなかった。

3. 介護の困難さと虐待への態度との関係

1) 介護の困難さと虐待への態度との関係

介護内容について、介護者が感じる困難の程度を問うことで、直接的に介護者の負担を測定した。その結果、介護を困難と感じるほど虐待への共感が高くなった ( $r = .38, p < .001$ )。特に、「身体の些細な不調を重大な病気ではないかと繰り返し訴えること」( $r = .45, p < .01$ )、「介護者のいうことを聞かず自分のやり方を

通そうとする」( $r = .40, p < .01$ )、「興奮して騒ぐこと」( $r = .35, p < .01$ )、「攻撃をしたり暴力をふるうこと」( $r = .32, p < .01$ )、「同じことを何度も訊かれたり、同じ話を聞かされたりする」( $r = .28, p < .01$ )は、虐待への共感を高めた。しかし、徘徊、用便の世話、移動・歩行の世話、入浴の世話、食事の世話、着替えの世話、意思疎通の困難さについては、虐待への態度と関連は

表3. 認知症状の有無による虐待への態度

認知症状	N	平均	SD	t 値
ほんやりして周りのできごとに興味を示さない	無 59 有 39	19.32 20.69	4.01 5.59	-1.41
物を置き忘れたりしまい忘れたりする	無 61 有 37	18.90 21.46	3.85 5.58	-2.68**
親しい人がわからなくなる	無 62 有 36	19.42 20.64	3.64 6.14	-1.09
家庭器具の使用を間違ったり火の不始末がある	無 83 有 15	19.55 21.60	4.73 4.42	-1.56
寝ぼけたように騒いで落ち着かない	無 80 有 18	19.48 21.61	4.43 5.67	-1.75+
実際にない物が見えたり声が聞こえたりする	無 83 有 15	19.06 24.40	3.86 6.41	-3.13**
事実でないことを事実と思込む	無 80 有 18	19.20 22.83	4.00 6.43	-2.30*
ふさぎこんだり悲しがったりする	無 83 有 15	19.18 23.67	3.89 6.91	-2.44*
自分の話したことを忘れる	無 73 有 25	19.00 22.40	4.05 5.66	-3.26**
作り話をする	無 85 有 13	19.59 21.69	4.68 4.77	-1.51
食事の異常がある	無 87 有 11	19.67 21.45	4.28 7.45	-0.78
場所の見当がつかない	無 81 有 17	19.37 22.24	4.12 6.58	-1.73
物を盗まれたとさわぐ	無 89 有 9	19.12 27.22	3.88 6.14	-5.62***
時間や季節がわからない	無 70 有 28	19.67 20.36	4.67 4.91	-0.65
失禁がある	無 62 有 36	19.89 19.83	4.82 4.61	0.06
不潔行為がある	無 97 有 1	19.85 22.00	4.74	
床ずれがある	無 86 有 12	19.72 20.92	4.33 7.12	-.82
身体がマヒしたり自由に動かせない	無 59 有 39	19.98 19.69	4.52 5.06	.30

+.05 &lt; p &lt; .1 \* p &lt; .05 \*\* p &lt; .01 \*\*\* p &lt; .001

みられなかった。

## 2) 認知症介護と虐待への態度との関係

認知症介護に伴う不満や困難さと虐待への態度との関係をみると、「ボケ老人の世話の大変さは周りの人にはわからない」( $r = .29, p < .05$ )、「ボケ老人の世話をすると自分の頭がおかしくなってしまうような気がする」( $r = .39, p < .01$ )、「身内がぼけたことについて今でも信じられない」( $r = .33, p < .05$ )、「ボケ老人の家族や介護に対して支援機関の理解や援助が足りない」( $r = .37, p < .01$ )という苦悩が強まると虐待への共感が高まるという結果が得られた。

## 4. 介護時間と虐待への態度との関係

介護期間が20年未満(30%)と20年以上(70%)では、後者が虐待への共感を示す傾向( $t = -1.72, .05 < p < .1$ )にあった。しかし、同居と別居では虐待への態度に有意な差はみられず、1日の介護時間や、夜中に介護のために起きる回数と虐待への態度に関連はみられなかった。

## 5. 介護生活への適応状態と虐待への態度との関係

### 1) 介護生活の快適さと虐待への態度との関係

介護生活を快適に過ごしているかどうかと虐待への態度に関係があり、介護生活において不安や不満を感じ困難になると、虐待への共感が高くなった(表4)。特に、「世話の仕方がわからず老人への対応に困っている」、「老人以外の家族の世話ができない」、「解放されたい気持ち」、「自殺や心中を考えた」、「この生活の継続への不安」といった問題や悩みを抱えているほど虐待への共感が高まった。

### 2) 介護者の燃えつき度と虐待への態度との関係

介護者に燃えつき感がある時、虐待への共感が高くなっていった( $r = .37, p < .001$ )。「気がめいる」( $r = .38, p < .001$ )、「ぬけがらになった感じ」( $r = .34, p < .001$ )、「絶望感」( $r = .33, p < .001$ )、

表4. 介護生活の快適さと虐待への態度との相関

介護生活の問題	相関係数
世話の仕方がわからない	-.32**
休養がとれず睡眠不足である	-.17
介護者が健康に不安を感じる	-.17+
世話のために自分の時間がもてない	-.14
世話が大変である	-.03
世話を始めて経済的に困った	-.10
世話のためやりたいことを諦めた	-.20+
世話には気力が必要だ	-.07
他の家族の世話ができない	-.30**
世話を巡って人間関係がこじれた	-.13
世話の仕方を批判され嫌な思いをした	-.01
悩みを聞いたり励ます人が必要だ	-.07
今の生活から早く逃げ出したい	-.27**
この生活の継続への不安	-.22*
自殺や心中を考えた事がある	-.26*
自分だけが世話をする事への不満	-.17+
全項目	-.25*

+.05&lt;p&lt;.1 \* p&lt;.05 \*\* p&lt;.01 \*\*\*&lt;.001

「うんざりする」( $r = .32, p < .01$ )、「こんなはずじゃなかったという感じ」( $r = .30, p < .01$ )、「悩んでいる」( $r = .27, p < .01$ )、「いい一日だと思う」(逆転項目) ( $r = .24, p < .05$ )、「楽観的な気分」(逆転項目) ( $r = .24, p < .05$ )、「人間に対して愛想が尽きて無性に腹が立つ」( $r = .23, p < .05$ )、「おもしろくない」( $r = .22, p < .05$ )と、燃えつき測度15項目中10項目で虐待への共感的態度と関連がみられた。

### 3) 介護者の健康状態と虐待への態度との関係

介護者の健康状態(体調が良い・病気ではないが不調・病気)で、虐待への態度に有意差はみられなかった。

### 6. 虐待の種類とその関係要因について

#### ・身体的虐待への態度に関係する要因

身体的虐待への共感とは、介護生活が快適でなく( $r = -.35, p < .001$ )、認知症介護で苦悩があり( $r = .55, p < .001$ )、そして、認知症の症状( $r = .31, p < .01$ )や実際の介護上の困難さ( $r = .37, p < .001$ )が多いとき高くなっていった。また、介護者の燃えつき

とも関係し( $r = .46, p < .001$ )、消耗状態がひどいとき身体的虐待への共感も高くなっていった。

#### ・心理的虐待への態度に関係する要因

心理的虐待への共感とは、介護生活が快適でなく( $r = -.22, p < .05$ )、認知症の症状( $r = .29, p < .01$ )が多く、実際の介護上の困難さ( $r = .29, p < .01$ )が多いとき高まった。また、心身の消耗状態( $r = .34, p < .001$ )がひどくなると心理的虐待への共感も高くなった。

#### ・介護放棄への態度に関係する要因

認知症の症状( $r = .32, p < .001$ )や実際の介護上の困難さ( $r = .28, p < .05$ )が多いとき、そして介護者の燃えつき( $r = .28, p < .01$ )に伴って、介護放棄へ共感的な態度を示した。

#### ・経済的虐待への態度に関係する要因

「老人の収入、年金、貯金などを勝手に使う」という経済的虐待への態度は、要介護者の認知症の症状( $r = .21, p < .05$ )と関係し、症状が多くなると経済的な虐待へ共感的な態度を示した。

### 7. 重回帰分析による介護負担に関する諸要因と虐待への態度との関係

介護負担に関する要因が、どの程度虐待への態度に影響するかを確認するために重回帰分析を行った。説明変数として、虐待への態度と有意な相関がみられた変数を取りあげた。結果、「燃えつき度」の偏回帰係数は0.34(両側検定： $t = 2.19, p < .05$ )で虐待への態度に及ぼす燃えつき度の結果は有意であった。この時の重回帰式全体の説明率は $R^2 = .18$ であり、有意であった( $F(4, 68) = 4.99, p = .001$ )。尚、回答者の人数において満足するものではないことと、認知症介護についての悩みへの回答数が少ないため、説明変数として組み込まれていないことをお断りしたい。

## IV. 考察

### 1. 虐待の種類による分析

これまでの研究では、虐待の種類によって虐待行動の生起率が異なるという結果（上田ら，1998，2000；鈴木・安梅，1998；筒井・東野，2002；大国ら，2005）と複数の虐待行動が同じように発生していたという結果（アンメAnmeら，2005）があり、結果に一致が見られなかった。本研究結果では、虐待への共感的態度は、虐待の種類に関係なく一様に見られた。また、言語的虐待、いわゆる、心理的虐待と認知症との関連がみられた研究（ヴァンディウイアード・パヴェザ VandeWeerd・Paveza，2005）があることから、虐待の種類によって関連する要因が異なるかをみた。その結果、認知症は全ての虐待への態度と関連し、特に、経済的虐待への態度に関連した唯一の要因であった。記憶障害がある時、「老人の収入、年金、貯金などを勝手に使う」という経済的虐待に共感的になるのは、記憶が定かでないものにお金の管理はできないし相談をしても無駄という事で、「勝手に使う」ことに抵抗がなくなるからだろう。

## 2. 要介護者の心身の状態と虐待への態度との関係

本研究では、何ら（2000）の調査結果と同様、虐待への態度とADLとの間に有意な相関関係はなかった。先の研究（大城・國吉，2005）で、介護者が困難と感じる介護について多くの回答者は、「介護者と要介護者のコミュニケーションの問題」や「移動・歩行の世話をすること」をあげた。この介護の困難さについての評定は、介護負担を直接問うていることから、虐待への態度との関連が検討された。その結果、介護者にとって身体的な負担となる「移動・歩行の世話」、「入浴の世話」、「用便の世話」には関連がなかった。しかし、要介護者の反復行動（不調の訴えや同じ話の繰り返し）、介護者への不従順さ（言うことを聞かない）、介護者への攻撃性（興奮や暴力）が虐待への共感的態度と関連した。これは、「要介護者からの怒りや文句、また、介護者の言う事を理解しない時、憎しみの感情が起こる」という結果（上田，2000）と一致している。要介護者の非協力的な態度は、介護を困難にし、介護者にとっ

てストレスになるであろう。まして、攻撃的な態度は許しがたい思いにかられるだろう。これらのことから、高齢者虐待への態度は介護者の身体的な負担よりも心理的ストレスと関連していると考察される。

一方、認知症は虐待への態度と関連があり、電話相談の中で最も多い問題行動として「もの忘れ」が挙げられている（高林ら，2002）ように、記憶障害による要介護者の行動が介護者にストレスをもたらしているようだ。自分の話したことを忘れ、同じ話を繰り返されることは介護者にとって苦痛だろう。また、物を置き忘れたりしまい忘れ、時に、物を盗られたと騒がれるのは、虐待への共感的態度と最も関連の強い症状であることから、最も強いストレスになっていると考えられる。易怒性・猜疑心は認知症のなかでも対応に困り介護者の介護負担感と関連がある（大西ら，2003）と考察されているが、その嫌疑が介護者に向けられるならば、介護者を苛立たせ、時には怒りを感じさせるだろう。従って、このような症状のある者は、虐待される危険が最も高いと予測される。また、実際にはない物が聞こえたり、見えたりすることや、事実でないことを事実と思いこむことは、介護者にとって理解しがたく対応に困るだろう。そして、要介護者の「不幸な様子」は介護負担の有意な予測値と指摘されている（大西ら，2003）ように、ウツ的な症状も介護者に虐待への共感的態度をもたらすものであった。献身的な介護が報われず介護者の気分まで落ち込ませるためであろう。しかし、従来の調査結果で挙げられた徘徊、異食、失禁、そして言語の混乱については、虐待への態度と関連がみられなかった。

また、認知症介護の苦労が多いほど虐待へ共感的であった。認知症介護は経験したものでなければわからない困難があるが、それが周りに理解されてない。周囲の無理解は、介護批判や介護への非協力をもたらす。つまり、認知症介護は、介護そのものの大変さだけではなく、介護の苦労が認められない悔しさや助けってもらえない辛さも加わり、ストレスを増している。さらに、認知症を受容することも困難な課題であり、特に



要介護者が身内になると難しい。このような孤軍奮闘の介護の中で、公的機関からの援助についても不満を強めていた。従って、周囲の無理解や非協力が認知症介護の負担を増加させ、間接的に介護者を虐待者へ追い込むという可能性も否定できないだろう。

### 3. 介護時間と虐待への態度との関係

本研究結果から、介護時間は虐待への態度の規定要因とはいえないようだ。介護負担感との関係を検討した先行研究においても、介護時間や期間が長くなるほど介護負担感が高まるという報告がある（杉原ら、1998；大西ら、2003；浅川ら、1999）一方、有意な関連が認められない（谷垣ら、2004）という結果もあった。このような結果の不一致は、介護に対する認知的な評価が関与していると説明された（広瀬ら、2007）。従って、介護負担を客観的な量でとらえるのではなく、介護者の認知的評価を介在させて考える必要があるのかもしれない。

### 4. 介護生活への適応状態と虐待への態度との関係

本調査では、介護生活への適応指標として「快適さ」、「燃え尽き度」、「健康度」を用いた。概して介護生活に不適応な状態を示している時に、虐待への共感が高くなっていった。介護生活における現実の問題として、介護知識や技術不足は介護を困難にするため、虐待へ共感的になるだろう。また、介護以外にも役割がある（多重負荷）場合、一人の介護者への負担が大きくなるため虐待が起りやすくなると予想される。そして、介護から早く開放されたい気持ちや介護がいつまで続くのかわからないという不安、自殺や無理心中を考えると、さらに、燃えつき感は、虐待を肯定する態度に傾いている兆候と考えられる。言い換えるなら、これらの兆候は、介護者支援の必要度を示唆するものであろう。周囲の者はこのシグナルを見逃さず迅速な対応をとることで、虐待を未然に防止することが可能となるだろう。従って、介護者の心情や燃えつき項目を要介護認定の審査項目に加えることは、一考に値する

ものと思われる。

ところで、鈴木と安梅（1998）は、虐待者に健康障害があっても、高齢者の状況への理解があれば虐待のリスクが軽減されると考察していた。本調査結果でも介護者の健康度と虐待への態度との関連はみられなかったことから、介護者の認知的側面を今後の研究でとりあげたい。

### まとめ

本研究は、虐待行動についての研究のひとつのアプローチとして、虐待への態度を問い、それがどのような要因と関連があるかを検討した。高齢者虐待への態度は、認知症の症状、介護場面での困難さ、介護を引き受ける事で生じたコスト、燃えつき感と関連があった。しかし、重回帰分析の結果を鑑みて、虐待への態度を説明する要因については更なる研究が必要となろう。

### <付記>

- ・アンケート調査にご回答いただいた介護者の皆様とデータ収集にご協力くださった皆様に感謝いたします。
- ・統計処理において多大な協力をいただいた琉球大学の田中寛二氏に感謝いたします。

### 引用文献

- 浅川典子・高崎絹子・旭俊臣・吉山容正、1999、「痴呆性老人の主介護者の介護負担感の関連要因：日常問題となる行動との関連を中心として」『日本在宅ケア学会誌』2（1）：32-40。
- 赤司秀明、2000、「介護家族による高齢者虐待とその防止策に関する研究：心の健康問題から取組む有効性を探る予備調査より」『介護福祉学』7（1）：55-63。
- Anme, T., Mary McCall, M., and Tatara, T., 2005, An Exploratory Study of Abuse Among Frail Elders Using Services in a Small Village in Japan. *Journal of Elder Abuse & Neglect* 17(2):1-20.
- 青森県健康福祉政策課、2003、「高齢者虐待に関するアンケー

- ト調査].
- 服部明德・大内綾子・渋谷静子・佐藤和子・中原賢一・西永正典・亀田典佳・土持英嗣・深山牧子・松下哲・折茂肇, 2000, 「バーンアウトスケールを用いた高齢者介護の家族負担度の検討(第1報)；高齢者のBasic ADLと家族負担度との関連」『日本老年医学雑誌』37(10)：799-804.
- 服部明德・大内綾子・渋谷清子・佐藤和子・細谷潤子・中原賢一・西永正典・亀田典佳・土持英嗣・松下哲・折茂肇, 2001, 「バーンアウト・スケールを用いた高齢者介護の家族負担度の検討(第2報)；高齢者の問題行動や介護者自身の要因と家族負担度との関連」『日本老年医学会雑誌』38(3)：360-365.
- 早川一光, 1982, 「ボケ老人をかかえて」合同出版.
- 広瀬美千代・岡田進一・白澤政和, 2007, 「家族介護者の介護に対する認知的評価のタイプの特徴；関連要因と対処スタイルの検討」『老年社会科学』29(1)：3-12.
- 福島県保険福祉部高齢保険福祉グループ, 2004, 「家庭内における高齢者虐待に関するアンケート調査」.
- 一宮厚・井形りり子・尾籠晃司, 2001, 「在宅痴呆高齢者の介護者における介護負担感とQOL：WHO/QOL-26による検討」『老年精神医学雑誌』12(10)：1159-1167.
- 井上幸代, 2005, 「高齢者虐待：医療・福祉現場から事例と対応」『老年精神医学雑誌』16(2)：187-193.
- 医療経済研究・社会保険福祉協会, 2004, 「家庭内における高齢者虐待に関する調査報告書」. 医療経済機構.
- 何韋霖・高崎絹子・千葉由美, 2000, 「老人虐待と支援に関する台湾と日本との比較研究；台北市と埼玉県の調査から」『日本在宅ケア学会誌』4(1)：79-86.
- 亀田典佳・服部明德・西永正典・土持英嗣・中原賢一・大内綾子・松下哲・金丸和富・山之内博・折茂肇, 2001, 「バーンアウト・スケールを用いた高齢者介護者の家族負担度の検討(第3報)；アルツハイマー型老年痴呆における痴呆問題行動・身体障害度と家族介護負担度の関連」『日本老年医学会雑誌』38：382-387.
- 金子善彦, 1987, 「老人虐待」星和書店.
- 金子善彦・澤井博司・立川功・賀伸子・西本公子, 2000, 「医師に対する高齢者虐待に関するアンケート調査から」『老年精神医学雑誌』11(8)：899-911.
- 金子善彦, 2005, 「高齢者虐待と家族：高齢者本人へのアンケート調査と家族関係危険因子評価表について」『老年成員医学雑誌』16(2)：194-204.
- 神田清子・太田紀久子・清水裕子, 1994, 「在宅用介護老人の介護者の抑うつ度と介護負担度の関連に関する研究」『日本看護学会誌』3(1)：28-37.
- 桐野匡史・矢嶋祐樹・柳漢守・筒井孝子・中嶋和夫, 2005, 「在宅用介護高齢者の主介護者における介護負担感と心理的虐待の関連性」『厚生の指標』52(3)：1-8.
- 木之下明美・朝田隆, 1999, 「痴呆老人に対する介護にかかわる社会・家庭的負担評価表(CBS)の作成とその臨床的意義の検討」『老年社会科学』21(1)：76-85.
- 小林篤子, 2004, 「高齢者虐待－実態と防止策」中公新書.
- Lee, M. and Kolomer, S.R., 2005, Caregiver Burden, Dementia, and Elder Abuse in South Korea. *Journal of Elder Abuse & Neglect*, 17(1):61-74.
- 三宅貴夫, 2006, 「家族会の視点からみた高齢者虐待防止法」『高齢者虐待防止研究』2(1)：18-24.
- 宗像恒次・川野雅資, 1994, 「高齢者社会のメンタルヘルス」金剛出版.
- 大國美智子・川並利治・村上徹子, 2005, 「権利擁護センターの活動に現れる高齢者虐待と支援：大阪後見支援センターの活動から」『老年精神医学雑誌』16(2)：172-178.
- 小川一夫(監修), 1987, 社会心理学用語辞典, 北大路書房.
- 緒方泰子・橋本廸生・乙坂佳代, 2000, 「在宅要介護高齢者を介護する家族の主観的介護負担」『日本公衆衛生雑誌』47(4)：307-319.
- 大城トモ子・國吉和子・田中寛二, 2005, 「老人介護者の生活実態調査；研究報告(2)」『地域研究』1：117-125.
- 大城トモ子・國吉和子, 2008, 「生活行動能力と介護負担との関連について」『地域研究』4：73-77.
- 小野ミツ・小西美智子, 2003, 「在宅要介護高齢者に対する介護者の虐待と対人距離」『日本地域看護学会誌』6(1)：49-58.
- 大西丈二・梅垣宏行・鈴木祐介・中村了・遠藤英俊・井口昭久, 2003, 「痴呆の行動・心理症状(BPSD)および介護環境の介護負担に与える影響」『老年精神医学雑誌』14(4)：465-473.
- 岡山県保健福祉部, 2003, 「岡山県における「高齢者虐待」に関する実態調査報告書 平成15年」.
- 鈴木英子・安梅勅江, 1998, 「地域在住高齢者の虐待リスク要因に関する研究」『日本保健福祉学会誌』5(2)：17-30.
- 杉原陽子・杉澤秀博・中谷陽明・柴田博, 1998, 「在宅要介護老人の主介護者のストレスに対する介護期間の影響」『日本公衆衛生雑誌』45(4)：320-335.
- 高崎絹子, 1998, 「老人虐待の予防と支援－高齢者・家族・支え手をむすぶ」日本看護協会出版会.
- 高林智子・長田早千穂・平口志津子, 2002, 「町村保健医師の行う痴呆電話相談の相談者の実態とその効果について」『日本公衆衛生雑誌』49(12)：1250-1258.
- 多々良紀夫, 2001, 「高齢者虐待－日本の現状と課題」中央法規出版株式会社.
- 谷垣静子・宮林郁子・宮脇美保子, 2004, 「介護者の自己効力間及び介護負担にかかわる関連要因の検討」『厚生の指標』51(4)：8-13.
- 筒井孝子・東野定律, 2002, 「我が国の高齢者虐待における「虐待」の定義と今後の課題：文献的考察」*Journal of Natl.Inst.Public Health*, 51(3)：168-173.

- 谷垣静子・宮林郁子・宮脇美保子,2004「介護者の自己効力間及び介護負担にかかわる関連要因の検討」『厚生指標』51(4):8-13.
- 鶴沼憲晴・関根薫, 2007, 「虐待者である「息子」の特徴と高齢者虐待防止への視点：研修参加訪問介護員へのアンケート調査からの知見」『社会福祉学』47(4):11-123.
- 上田照子・水無瀬文子・大塩まゆみ・橋本美知子・高坂祐夫・福間和美・大西早百合・青木信雄, 1998, 「在宅要介護高齢者の虐待に関する調査研究」『日本公衆衛生雑誌』45(5):437-448.
- 上田照子, 2000, 「在宅用介護高齢者の家族介護者における不適切処遇の実態とその背景」『日本公衆衛生雑誌』47(3)264-274.
- 上田照子・荒井由美子・西山利政, 2007, 「在宅要介護高齢者を介護する息子による虐待に関する研究」『老年社会科学』29(1):37-47.
- VandeWeerd, C and Paveza, G.J., 2005, Verbal Mistreatment in older Adults: A look at Persons with Alzheimer's Disease and Their Caregivers in the State of Florida. *Journal of Elder Abuse & Neglect*,17(4):11-30.

## 家族介護者の実態調査・研究報告（4）

— 高齢者虐待への態度と介護意欲との関連について —

大城 トモ子\*・國吉 和子\*\*

## An Exploratory Study of Family Caregivers of Older People（4）

— The Relation between Attitudes toward Elder Abuse and Motivation of Care-giving —

Tomoko Oshiro and Kazuko Kuniyoshi

本研究は、高齢者介護の意欲に関連している要因と高齢者虐待への態度との関係を検討することを目的とした。沖縄県本島の7つの市町村の高齢者を介護する家族介護者を対象にアンケート調査された。その結果、敬老思想や老親介護意識、要介護者との関係、そして、介護についての満足度の認識は、高齢者虐待への態度に関連した。また、認知症に対して「歳のせいでも覚えていない」という認識や、要介護者の気持ちを優先させるといふ姿勢がないとき、虐待への共感的態度がみられた。シャドー・ワークといわれる家族介護において、介護意欲の重要性が考察された。

**キーワード：**高齢者虐待への態度、敬老思想、介護に取り組む姿勢、認知症の理解、家族介護者

## I. 目的

先の報告（大城・國吉，2009）で、家族介護者のいろいろな介護負担と高齢者虐待に対する態度との関係が検討された。そこで、介護負担は高齢者虐待への態度を規定する要因としては十分ではなく、介護者が介護をどのようにとらえるかという認知的評価の介在が示唆された。介護を支える基本的意識として、儒教的な敬老の精神や女性の家庭内役割などの社会的規範が介護継続の主たる動機づけ（山本，1995）であり、高齢者に対する子供からの介護的支援は、扶養意識のより伝統的な同居子から得られる割合が高く（高梨ら，1994）、親孝行意識が経済扶養意識や介護意識を規定する重要な要因であると示唆された（鄭ら，1998）。また、介護者が介護を自分の役割であると認識できることと介護肯定感が関連し（片山・陶山，2005）、介護をどのようにとらえるのかという介護についての「意味づけ」、とりわけ肯定的な評価は、介護の限界感に影響し介護負担を軽減するという効果をもち（櫻井，1999）、介護者の心身の生活の質（QOL）や生きがい感および介護

継続意思に影響した（齊藤ら，2001；山本ら，2002）。つまり、伝統的な介護の規範意識や意味づけは介護意欲に関連していた。

しかし、民法改正、国民年金の発展、そして、高齢者介護サービスの拡大という介護をめぐる社会的背景が扶養意識に大きな変化をもたらしている。老親との同居率が低下し老後に頼る子は男子よりも女子に期待が移りつつも、依然として長男の配偶者に介護期待が強いものの相続権がなく、介護と相続は必ずしも関連して認識されていない（染谷，2003）。さらに、核家族化や少子化という家族構造の変化で老親の扶養機能が低下しているばかりでなく、介護が自己実現の妨げになる事から介護役割を疑問視し扶養意識が希薄化していると言われている（井上ら，1995）。1980年代半ばを境にして老親介護に対する態度に変化が見られ、「子供として当たり前の義務」「良い習慣」という考えを肯定する人の割合が過半数を占めていたものが急減し、替わって「施設・制度の不備ゆえやむをえない」という考えを肯定する人が増大している（春日，2001）。

\* 沖縄大学地域研究所特別研究員 903-0116 西原町幸地370-5-306

\*\* 沖縄大学人文学部福祉文科学科 902-8521 沖縄県那覇市国場555番地 kkuni@okinawa-u.ac.jp

このように、介護役割が明確な以前と比べると、子供皆が平等に介護義務をもつ現代では介護の責任者が曖昧な状況となっている。そこで、介護役割の押し付け合いが生じ、介護を巡る混乱や争いが起こることもある。介護を巡る親族間の葛藤は、介護外のストレスの一因となるだろう。そして、介護分担に納得がいかない場合、介護を負わされた者は不公平感を募らせる事になり、要介護者がストレスのはけ口となってしまいうこともあるだろう。つまり、介護責任の曖昧さややむをえない場合に老親をみるという消極的な態度へのシフトは、要介護者にとって安心できない状況といえよう。実際、高齢者虐待の加害者の態度として、「希望して介護を始めたのではない」（高崎，1988）や「いやいや介護している」（多々良，2001）がみられたことから、介護意欲を支える介護意識と高齢者虐待への態度とは関連するだろう。

さらに、要介護者に対する介護者の感情も介護意欲に関連する要因と考えられる。要介護者との人間関係は介護肯定感と関連（片山・陶山，2005）し、介護負担との関連（結城・飯田，1996；長谷川ら，2000；上田，2000；大西ら，2003；北村ら，2005）も指摘されている。また、家庭内的高齢者虐待についての全国調査（医療経済機構，2004）では、48%の人が要介護者と虐待者の人間関係の悪さが虐待の原因であろうと回答していた。従って、虐待への態度を規定する要因を考える時、要介護者をどう認知するかは看過できないものと思われる。

一方、介護を要する症状についての認識や理解は介護を適切に行うために必要なことであり、「介護スキル」と「介護役割遂行可能感」の介護準備状況は、肯定的な感情での在宅介護の開始と関連しており（片山ら，2006）、要介護者の症状について理解が無い場合、不満が鬱積して虐待へ傾くだろうと考察された（鈴木・安梅，1998；三宅，2006）。要介護者についての理解や介護への取り組み方と虐待への態度との関連について実証的な調査報告が少ないことから、併せて検討したい。

そこで、本研究では、介護意欲に関連している要因

として、高齢者への態度（敬老思想・老親扶養意識）、初期の介護役割の受容、介護意欲、要介護者との人間関係、そして、要介護者の症状、とりわけ認知症の理解をとりあげ、高齢者虐待への態度との関連を検討することを目的とした。

## II. 方法

### 1. 調査対象

沖縄県内の七つの市町村（糸満、那覇、浦添、読谷、金武、石川、具市川）の家族介護者

### 2. 調査手続き

沖縄県内の家族介護者に対し、「老人介護者の生活実態調査」というアンケート用紙を配布し社会福祉協議会、介護者の家族の会、在宅介護支援センターや老健施設の協力を得て124人の回答を得た。1997年に実施された未発表のデータをテーマに即してまとめたものである。

### 3. 調査票の構成

調査項目（大城ら，2004，2005参照）は、宗像・川野（1994）が実施した質問紙や早川（1982）の介護者の声を参考に作成された。

#### 1) 虐待への態度についての項目（12項目）

虐待は、身体的虐待（4項目）、心理的虐待（3項目）、経済的虐待（1項目）、介護放棄（4項目）の4種類でそれぞれ介護者の声をもとに作成された（例、介護に疲れてくると老人を手荒に扱ってしまう）。実際に虐待しているかという問いではなく、高齢者虐待の仮想状況で、「虐待者にどの程度共感（気持ちができる、賛同できる）できるか」という質問に「とても共感できる」4点から「全く共感できない」1点の4件法で答えてもらった。ここでは、実際の虐待を扱ってないことから、虐待者ではなく「介護者」、被虐待者ではなく「要介護者」とする。



## 2) 要介護者への態度

## ①高齢者への一般的態度について質問項目（8項目）

（大城ら，2005参照）

敬老思想や老親扶養の意識などについて（例，老人から、まだまだ学ぶことがあると思いますか。）「全くそう思う」から「全くそう思わない」の4件法で問うた。

## ②要介護者についての認知

・要介護者との人間関係について（4項目）（大城ら，2004参照）

「一緒にいて楽しい」や「要介護者を好き」など4件法で訊ねた。

・要介護者が介護について満足していると思うかを、「非常に満足している様子」から「非常に不満な様子」の4件法で問うた。

## ③認知症についての認識（10項目）（大城ら，2005参照）

認知症についての認識（例，ボケは年齢のせいだ）を、「そう思う」、「そう思わない」、「わからない」の3件法で問うた。

## 3) 介護への意欲

## ①介護を始めた状況について（付録参照）

介護への態度（例，自分の方からすすんで引き受けた）をとらえるため、介護を開始した理由を選択してもらった。

## ②介護への取り組み（5項目）（付録参照）

介護についての心構えや姿勢（例，いつでも一生懸命世話するというよりも、時々手を抜きながら気楽に世話する方が長い目でみていいと思ってる（「少し愛して、長く愛して」）について「はい」、「いいえ」の2件法で問うた。

## ③介護意欲について（2項目）

「介護にやりがいを感じるか」「今後も介護をやってみたいか」について4件法で回答を求めた。

## Ⅲ. 結果

## 1. 高齢者への態度と虐待への態度との関係

## 1) 高齢者への一般的態度

介護者が、老親扶養の規範意識を持ち、高齢者をいたわるという思いやり教育の必要性を強調し、そして高齢者の役割を高く評価する等のいわゆる敬老思想を持っている場合、高齢者虐待への共感は低くなっていた（ $r = -.24, p < .05$ ）。特に、心理的虐待（ $r = -.29, p < .01$ ）と介護放棄（ $r = -.21, p < .05$ ）に関係し、介護者の敬老意識が高い時、心理的虐待や介護放棄について否定的態度を示した。

## 2) 要介護者との関係と介護満足度についての認識

介護者と要介護者の人間関係が良い、つまり介護者が要介護者を好きであり、一緒にいて楽しいと感じている時は、虐待への共感は低くなっていた（ $r = -.34, p < .01$ ）。特に、心理的虐待（ $r = -.21, p < .05$ ）と介護放棄（ $r = -.31, p < .01$ ）に関係していた。さらに、要介護者が介護に満足しているように見えるとき、虐待への共感も低くなった（ $r = -.29, p < .05$ ）。つまり、要介護者の介護への満足が介護者に認知されると、介護へのポジティブなフィードバックとして両者の関係にも良い効果をもたらし、虐待へ否定的な態度がみられた。

## 3) 認知症についての理解

「ボケ（認知症）は年齢のせいだ」という認識で群間に有意差があり（ $F=4.03, p < .05$ ）、「ボケ（認知症）は年齢のせいだ」と思っている人（ $\bar{x}=7.07, SD=2.18$ ）は、思っていない人（ $\bar{x}=5.94, SD=1.74$ ）よりも介護放棄への共感が高かった（ $p < .05$ ）。また、ボケ（認知症）たら、何も覚えていないから苦労がなくのんきでいい」という認識で、群間に有意差があり（ $F=3.41,$

表1. 介護へ取り組む姿勢と虐待への態度

	介護のための勉強		老人の気持ち優先		必要なことだけ		手を抜き気楽に		症状の改善	
	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
人数	60	34	79	18	54	38	80	10	72	15
平均値	19.92	20.24	19.46	21.94	20.50	19.29	19.93	20.90	19.83	21.00
標準偏差	4.30	5.51	4.41	5.59	5.13	4.20	4.80	4.93	5.01	4.09

$p < .05$ ）、そう思っている人 ( $\bar{x} = 5.11$ ,  $SD = 1.91$ ) は、思っていない人 ( $\bar{x} = 4.18$ ,  $SD = 1.39$ ) より心理的虐待への共感が高かった ( $p < .05$ )。ところが、「ボケ（認知症）老人は劣った、かわいそうな人間である」と思う人は、心理的虐待への共感が低い傾向にあった。

## 2. 介護への意欲と虐待への態度との関係

### 1) 介護開始の状況

介護開始の状況は、同じくらいの割合で「世話をするのは自分しかいないと、自分の方からすすんで引き受けた」と「誰が世話をするかについて身内で自由な話し合いがなされ、自分がすることに決まった。そのことについて自分自身でも納得している」が占め、全体の80%に至った。そして、このような、「積極的に引き受けた」から「押し付けられて納得いかない」という4つの状況間で、状況が異なっても虐待への態度において有意差はみられなかった。

### 2) 介護へ取り組む姿勢

介護に対する取り組む姿勢として、「手を抜きながら気楽にする」(90%)、「世話の仕方では症状が改善すると思っている」(83%)、「老人の気持ちを優先して世話をする」(82%)、「世話の仕方を学習する」(62%)、「必要なことだけをやる」(59%)と報告された。介護に対する取り組みによって虐待への態度に有意差がみられたのは、「老人の気持ちを優先させる」介護で、老人の気持ちを優先させることができない人は、優先させる人よりも虐待への共感がみられた ( $t = -2.05$ ,  $p < .05$ ) (表1)。

### 3) 介護意欲

介護意欲と虐待への共感とは逆相関になった ( $r = -.37$ ,  $p < .001$ )。意欲が高ければ、高齢者虐待への態度は否定的になった。

## IV. 考察

本調査結果では、介護者が老親扶養の規範意識や高齢者の役割を高く評価する等のいわゆる敬老思想を持っている場合、高齢者虐待への共感は低くなっていた。従って、老親扶養の規範意識を含む敬老思想は、高齢者虐待の抑制効果をもつだろうと推測される。しかしながら、この規範意識が希薄化している現代では、それに代わる介護についての積極的な意味づけが必要となろう。

高齢者虐待が児童虐待と違う点は、過去の関係が虐待という行為に影響し、好ましくない人間関係では納得できない介護ゆえに、不適切な介護及び虐待になるであろうという指摘があった(高崎, 1998)。本研究でも虐待への態度と両者の人間関係に関連がみられたことから、介護者と要介護者の人間関係の良さは、大きな犠牲と献身を強いる介護労働において潤滑油になると思われる。さらに、要介護者の介護への満足は、介護というシャドウ・ワークへのフィードバックであり、「報われない心情」を和らげ両者の人間関係にも影響する。虐待へのリスク要因として、「犠牲者の感謝しない、反抗的な態度」が挙げられている(高崎, 1998)が、本調査結果からも、要介護者の満足した様子は介護者を満足させ、虐待へ否定的な態度をもたらした。高齢者介護の行き着く先は死であり、日に日に衰えていく様子を目の当たりにして、やりがいを見失いがちになる。その中で、要介護者の満足している様子は介護者

に充実感をもたらすものであり、日々の介護に対する肯定的なフィードバックの必要性が示唆される。

要介護者の心身の状態についての理解や受容は介護の適切さと関連し、ひいては介護負担と関係する。認知症について、「年齢のせいでも覚えておらず、どう扱われてもわからない」と介護者が思っていると虐待へ肯定的な態度となり、「かわいそうな人」という憐れみを持っている時は、虐待に対して否定的になる傾向があった。認知症介護においては、その症状の理解が重要であり、正しい知識に基づいて適切な介護が行わなければ、より多くの精神的ストレスを抱えることになるだろう。

前述したように、高齢者虐待の加害者に介護への消極的な態度がみられたが、本研究結果では、介護を始めた状況では、虐待への態度に有意差はみられなかった。しかし、現在の介護について意欲のないものは虐待へ共感的態度を示した。また、介護者が、「老人の気持ちを優先させる」ゆとりを無くした時、虐待へ共感的態度を示していた。これらのことから、介護へ取り組む姿勢は、要介護者の安全にとって軽視できないものであろう。

## まとめ

本研究において、高齢者を大切にすること意識や老親扶養の意識、要介護者との関係や症状についての理解、そして介護への取り組み方が、高齢者虐待への態度に影響するかを検討した。敬老意識を持ち、要介護者との関係性が良く、要介護者が介護について満足しているという認識を持ち、介護意欲がある時、高齢者虐待へ否定的になった。一方、認知症の高齢者に対して、どう扱われてもわからない人という認識を持ち、要介護者の気持ちを優先させるゆとりをなくしたとき、虐待へ共感的な態度を示した。これらのことから、高齢者介護をどうとらえるかという介護者の在り方は、高齢者虐待への態度に影響する重要な要因と考えられる。

## 付録

### ・介護を始めた状況について

1. 世話をするのは自分しかいないと、自分の方からすすんで引き受けた。
2. 誰が世話をするかについて身内で自由な話し合いがなされ、自分がすることに決まった。そのことについて自分自身でも納得している。
3. 特別な話し合いはなかったが、老人の世話は自分がすべきだとの周りからの期待があつて仕方なく引き受けた。
4. 頭ごなしに押し付けられた。自分自身としても納得がいかない。
5. その他

### ・介護への取り組み（５項目）

1. 老人の世話のしかたを知るために、本を読んだり、講習会に参加するようにしている。
2. 世話をする側の都合よりも、まず老人の気持ちを先に考えるようにしている。
3. 望ましいお世話というよりも生活に必要なことだけ（食事の世話、身のまわりの安全等）をやればよいと考えている。
4. いつでも一生懸命世話するというよりも、時々手を抜きながら気楽に世話する方が長い目でみていいと思ってやっている（「少し愛して、長く愛して」）。
5. 世話の仕方によっては、症状を軽くすることもできるのではないかと考えてやっている。

### <付記>

- ・アンケート調査にご回答いただいた介護者の皆様とデータ収集にご協力くださった皆様に感謝いたします。
- ・統計処理において多大な協力をいただいた琉球大学の田中寛二氏に感謝いたします。

## 引用文献

- 長谷川喜代美・石垣和子・松村幸子・斉藤一路女, 2000, 「特別養護老人ホーム入所待機者家族の続柄と介護負担感に関する研究」『家族看護学研究』5(2): 86-93.
- 早川一光, 1982, 「ボケ老人を抱えて」合同出版.
- 井上眞理子・大村英昭, 1995, 「ファミリーズの再発見」世界思想社.
- 医療経済機構, 2004, 「家庭内における高齢者虐待に関する調査報告書」(財)医療経済研究社会保険福祉協会.
- 春日キスヨ, 2001, 「介護問題の社会学」岩波書店.
- 片山陽子・陶山啓子, 2005, 「在宅で医療的ケアに携わる家族介護者の介護肯定感に関連する要因の分析」『日本看護研究学会雑誌』28(4): 43-52.
- 片山陽子・矢嶋裕樹・小野ツルコ, 2006, 「在宅移行期の女性介護者における主観的な介護準備状況と心理的ウェルビーイングとの関係」『老年社会科学』28(3): 359-367.
- 北村世都・時田学・菊池真弓・長嶋紀一, 2005, 「認知症高齢者の家族介護者における家族からの心理的サポートニーズ充足状況と主観的QOLの関係」『厚生指標』52(8): 33-42.
- 三宅貴夫, 2006, 「家族会の視点からみた高齢者虐待防止法」『高齢者虐待防止研究』2(1).
- 宗像恒次・川野雅資, 1994, 「高齢者社会のメンタルヘルス」金剛出版.
- 大西丈二・梅垣宏行・鈴木裕介・中村了・遠藤英俊・井口昭久, 2003, 「痴呆の行動・心理症状(BPSD)および介護環境の介護負担に与える影響」『老年精神医学雑誌』14(4): 465-473.
- 大城トモ子・國吉和子・田中寛二, 2004, 「老人介護者の生活実態調査・研究報告(1)」『地域研究所所報』31: 15-26.
- 大城トモ子・國吉和子・田中寛二, 2005, 「老人介護者の生活実態調査・研究報告(2)」『地域研究』1: 117-125.
- 大城トモ子・國吉和子, 2009, 「家族介護者の実態調査・研究報告(3)―高齢者虐待への態度と介護負担との関連について」『地域研究』6: 27-36.
- 斉藤恵美子・國崎ちはる・金川克子, 2001, 「家族介護者の介護に対する肯定的側面と継続意向に関する検討」『日本公衆衛生雑誌』48(3): 180-189.
- 櫻井成美, 1999, 「介護肯定感をもつ負担軽減効果」『心理学研究』70(3): 203-210.
- 染谷法子, 2003, 「社会変動と日本の家族: 老親扶養の社会化と親子関係」『家族社会学研究』14(2): 105-114.
- 鈴木英子・安梅勲江, 1998, 「地域在住高齢者の虐待リスク要因に関する研究」『日本保健福祉学会誌』5(2): 17-30.
- 多々良紀夫(編), 2001, 「高齢者虐待-日本の現状と課題」中央法規出版株式会社.
- 高梨薫・杉沢秀博・奥山正司・西田真須美, 1994, 「高齢者に対する子供からの保健・介護的支援に関連する社会的要因」『社会老年学』39: 50-57.
- 高崎絹子(編), 1998, 「老人虐待の予防と支援-高齢者・家族・支え手をむすぶ」日本看護協会出版会.
- 鄭淑子・細江容子・保坂久美子・袖井孝子, 1998, 「日台大学生の老親扶養意識―東京と台北の調査結果から」『社会老年学』28(7): 1-81.
- 上田照子, 2000, 「在宅用介護高齢者の家族介護者における不適切処遇の実態とその背景」『日本公衆衛生雑誌』47(3): 264-274.
- 山本則子, 1995, 「痴呆性老人の家族介護に関する研究3;介護量の引き下げの意思決定過程」『看護研究』28(5): 409-427.
- 山本則子・石垣和子・國吉緑・河原(前川)宣子・長谷川喜代美・林邦彦・杉下知子, 2002, 「高齢者の家族における介護の肯定的認識と生活の質(QOL), 生きがい感および介護継続意思との関連: 続柄別の検討」『日本公衆衛生雑誌』49(7): 660-671.
- 結城美智子・飯田澄子, 1996, 「在宅要介護高齢者の介護者における家族・身内とのかかわりと介護負担感との関連」『老年看護学』1(1): 42-54.

## 個人情報の保護に関する考察

— 福祉事業における個人情報の適正な取扱いについて —

朝賀 広伸\*

Consideration on the protection of personal information  
— the proper handling of personal information in welfare service —

Hironobu Asaga

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大している。そこで、2003年に「個人情報の保護に関する法律」（平成十五年法律第五十七号）（以下、「個人情報保護法という。」）が制定された。主な内容としては、次のとおりである。①個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念、基本方針、施策の基本となる事項を定め、②国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、③個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めている。これらにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、「個人の権利利益を保護する」ことを目的としている。本稿では、福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いについて、その基本的な考え方や福祉関係事業者の責務などについて考察した<sup>1</sup>。

**キーワード：**個人情報、適正な取扱い、責務、遵守事項

### 1. 個人情報の適正な取扱いに関する基本的な考え方

個人情報の取扱いについては、法第3条において、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされている。

#### (1) 社会福祉事業を実施する事業者の特徴

多数の利用者やその家族について、他人が容易には知り得ないような個人情報を詳細に知り得る立場にあるため、社会福祉分野は個人情報の適正な取扱いが強く求められる分野である。

例えば、

- ①保護施設における被保護者の生活記録や困窮に至った事情、
- ②身体障害者更生援護施設や知的障害者援護施設における利用者の障害の種類及び程度、
- ③保育所における両親の就業状況、
- ④児童養護施設における児童の生育歴や家庭環境、

⑤婦人保護施設における入所者の家族の状況、

⑥社会福祉協議会における世帯更生資金の借受人の経済状況、など。

#### (2) 福祉関係事業者の範囲

個人情報取扱事業者である社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条（第2項第3号並びに第3項第4号、第9号及び第10号を除く。）に規定する社会福祉事業を実施する事業者（以下「福祉関係事業者」という。）を対象とする<sup>2</sup>。

具体的には、個人情報取扱事業者である保護施設、身体障害者更生援護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、知的障害者援護施設、母子福祉施設、精神障害者社会復帰施設、授産施設、隣保館、へき地保健福祉館、へき地保育所、地域福祉センター、精神障害者居宅生活支援事業、身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業、児童居宅介護等事業などの社会福祉

<sup>1</sup> 「個人情報の保護に関する法律」（平成十五年法律第五十七号）及び「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」（平成16年11月、厚生労働省）を参考とする。

\* 沖縄大学法経学部法経学科 902-8521 沖縄県那覇市国場555 asaga@okinawa-u.ac.jp



事業を実施する事業者である。

また、法令上、「個人情報取扱事業者」としての義務等を負う事業者とは、識別される特定の個人の数の合計が過去6ヶ月以内のいずれの日においても5,000を超えない事業者を除くものとされている。

→ 5000の個人情報を保有している事業者を対象とする：

5000の個人情報を保有しているかどうかを判断する場合には、福祉サービスの利用者の個人情報に加えて、その家族、従業員、ボランティア、取引相手など社会福祉関係事業者が保有するすべての個人情報の数を数える<sup>3</sup>。

### (3) 福祉関係事業者が行う措置の透明性の確保と対外的明確化

福祉関係事業者は、個人情報保護に関する考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）及び個人情報の取扱いに関する規則を策定し、それらを対外的に公表することが求められる。また、サービス利用者等から当該本人の個人情報がどのように取り扱われているか等について知りたいという求めがあった場合は、当該規則に基づき、迅速に情報提供を行うべきである。

### (4) 責任体制の明確化と窓口の設置等

福祉関係事業者は、個人情報の適正な取扱いを推進し、漏えい等の問題に対処する体制を整備する必要がある。

また、福祉サービスの利用者本人等に対しては、利用開始時等に個人情報の利用目的を説明するなど、必要に応じて分かりやすい説明を行う必要がある。加え

て、福祉サービスの利用者等が疑問に感じた内容を、いつでも、気軽に問い合わせることができる窓口機能を確保することが重要である。

## 2. 用語の定義

### (1) 個人情報（法第2条第1項）

「個人情報」：

- ・生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- ・氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報である。
- ・評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれる。暗号化されているかどうかを問わない。

→ 福祉関係事業者、社会福祉事業に従事する者及びこれらの関係者が福祉サービスを提供する過程で、サービス利用者等の心身の状況、その置かれている環境、他の福祉サービス又は保健医療サービスの利用状況等の記録は、記載された氏名、生年月日、その他の記述等により一般的に特定の個人を識別することができることから、匿名化されたものを除き、個人情報に該当する場合が多い。

なお、死亡した個人の情報については法の対象とされていないが、福祉サービスの利用者が死亡した後においても、福祉関係事業者が当該者の情報を保存している場合には、漏えい、滅失又はき損等の防止を図る

<sup>2</sup>なお、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業、居宅介護支援事業及び介護保険施設を営む事業、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設を営む事業その他高齢者福祉サービス事業を行う者が保有する介護関係の個人情報の取扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」が定められている。

<sup>3</sup>個人情報取扱事業者であるかどうかに関わらず、社会福祉法、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第238号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）等の関係法令及び関係通知における個人情報保護に係る規定等を遵守しなければならないことはいふまでもない。

など適正な取扱いに取り組むことが期待されている。

また、死亡した個人に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として法の対象となる。

## (2) 個人情報の匿名化

個人情報の匿名化とは、個人情報から、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する情報を取り除くことで、特定の個人を識別できないようにすることをいう。

→ 匿名化された情報は個人情報ではなくなり、法や指針の対象外となる。

例えば、顔写真については、一般的には目の部分にマスキングすることで特定の個人を識別できないと考えられる。なお、必要な場合には、その人と関わりのない符号又は番号を付すこともある。

※ 特定のサービス利用者の事例を学会で発表したり、学会誌で報告したりする場合は、一般的には氏名等を消去することで匿名化されると考えられるが、事例により十分な匿名化が困難な場合は、本人の同意を得なければならない。

## 3. 福祉関係事業者の責務

### (1) 利用目的の特定及び制限

個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有していなければならない。利用目的の特定の仕方については、【別表1】を参照されたい。

### (2) 利用目的による制限の例外

以下の場合（法第16条第3項に掲げる場合）、本人の同意を得る必要はない。

#### ①法令に基づく場合

社会福祉法に基づく立入検査、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づく児童

虐待に係る通告、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく令状による捜査や捜査に必要な取調べ、地方税法（昭和25年法律第266号）に基づく質問検査などが当たり、福祉関係事業者の通常の業務で想定される主な事例は【別表2】のとおりである。

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（例）児童虐待事例について関係機関と情報交換する場合

④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

### 【法の規定により遵守すべき事項】

- ・福祉関係事業者は、個人情報を取り扱うに当たって、その利用目的をできる限り特定しなければならない。
- ・福祉関係事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
- ・福祉関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。なお、本人の同意を得るために個人情報を利用すること（同意を得るために本人の連絡先を利用して電話をかける場合など）、個人情報を匿名化するために個人情報に加工を行うことは差し支えない。
- ・福祉関係事業者は、合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはな

- らない。
- ・利用目的の制限の例外（法第16条第3項）に該当する場合は、本人の同意を得ずに個人情報を取り扱うことができる。
  - ・個人情報を取得する時点で、本人の同意があった場合で、その後、本人から利用目的の一部についての同意を取り消す旨の申出があった場合は、その後の個人情報の取扱いについては、本人の同意のあった範囲に限定する。

【その他の事項】

- ・利用目的の制限の例外に該当する「法令に基づく場合」であっても、利用目的以外の目的で個人情報を取り扱う場合は、当該法令の趣旨をふまえ、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定することが求められる。
  - ・本人が未成年者又は被後見人の場合は、法定代理人の同意を得ることが必要である。一定の判断能力を有する未成年者等については、あわせて本人の同意を得ることが望ましい。
  - ・被後見人等でない知的障害者の場合は、本人の同意を得ることが必要である。また、本人の同意にあわせて家族等の同意を得ることが望ましい。
- (3) 利用目的の通知等（法第18条）
- 【法の規定により遵守すべき事項】
- ・福祉関係事業者は、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、「あらかじめ」本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、緊急の処置が必要な場合等は、この限りでない。
  - ・福祉関係事業者は、個人情報を取得するに当たって、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、「速やかに」その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合には、上記のように「あらかじめ」明示する必要がある。
  - ・利用目的の公表方法としては、事業所内等に掲示するとともに、可能な場合にはホームページへの掲載等の方法により、なるべく広く公表する必要がある。
  - ・福祉関係事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
  - ・仮に利用目的として、「××施設に入所者の個人情報を提供すること」と公表している場合であっても、第三者提供の制限（第23条）の規定は別途適用されるので、実際に××施設に入所者の個人情報を提供する場合には本人の同意が必要となる。
  - ・取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合など利用目的の通知等の例外に該当する場合は、上記内容は適用しない。具体的な例は以下のとおりである。
    - ①利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合  
 (例) 児童虐待に関連した情報の利用目的を加害者である本人に通知することにより、虐待を悪化させる場合
    - ②利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合  
 → この規定は、個人情報の利用目的が知られることにより、営業ノウハウといった企業秘密に関わる事項が明らかになってしまう場合など主に営利企業を念頭においた規定である。
    - ③国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき  
 (例) 犯罪の捜査等への協力要請を受け捜査機関等から被疑者に関する容姿その他の特徴等の情報を取得した場合
    - ④取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合など利用目的の通知等の例外に該当する場合は、上記内容は適用しない。

められる場合

(例) 在宅サービスを行う場合に、自宅の住所、電話番号といった個人情報を取得し、在宅サービスのためのみに利用する場合

【その他の事項】

- ・利用目的が、本規定の例外である「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」に該当する場合であっても、本人等に利用目的を分かりやすく示す観点から、利用目的の公表に当たっては、当該利用目的についても併せて記載する。
- ・事業所内等への掲示に当たっては、受付窓口の近くに当該内容を説明した表示を行い、本人等に対しては、利用開始時において当該掲示についての注意を促す。
- ・本人等の希望がある場合には、詳細に説明したり、当該内容を記載した書面の交付を行う。

(4) 個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保 (法第17条、第19条)

【法の規定により遵守すべき事項】

- ・福祉関係事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- ・十分な判断能力を有していない子供から本人や家族等の個人情報を取得してはならない。
- ・福祉関係事業者は、適正な福祉サービスを提供するという利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

【その他の事項】

- ・第三者提供により他の福祉関係事業者から個人情報を入手した際に当該個人情報の内容に疑義が生じた場合には、記載内容の事実に関して本人又は情報の提供を行った者に確認をとることが望ましい。
- ・必要な過去のケース記録等については、本人から直接収集することを原則とする。ただし、本人以外の

家族等から収集することが、適切な福祉サービスの提供上やむを得ない場合はこの限りでない。

(5) 安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督 (法第20条～第22条)

(5-1) 福祉関係事業者が講ずべき安全管理措置

①安全管理措置

福祉関係事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的の安全管理措置を講じなければならない。

②従業者の監督

福祉関係事業者は、①の安全管理措置を遵守させるよう、従業者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。なお、「従業者」とは、契約社員、嘱託社員、アルバイト、パートのみならず、理事、派遣労働者、ボランティア、実習生その他の当該事業者の指揮命令を受けて業務に従事する者すべてを含む。

(5-2) 安全管理措置として考えられる事項

①個人情報保護に関する規程の整備、公表

- ・福祉関係事業者は、保有個人データの開示手順を定めた規程その他個人情報保護に関する規程を整備し、苦情処理体制も含めて、少なくとも事業所内への掲示、さらにホームページへの掲載を行うことで本人等に対する周知に努める。
- ・また、個人データを扱う情報システムの安全管理措置に関する規程等についても同様に整備を行うこと。

②個人情報保護推進のための組織体制等の整備

- ・従業者の責任体制の明確化を図り、具体的な取組を進めるため、個人情報保護に関し十分な知識を有する管理者、監督者等を定める。
- ・管理者、監督者等は、個人情報保護に関する規程、マニュアル等を遵守し業務を遂行しているかどうかについて管理・監督する。

- ・個人データの安全管理措置について定期的に自己評価を行い、見直しや改善を行うべき事項について適切な改善を行う。
  - ③個人データの漏えい等の問題が発生した場合等における報告連絡体制の整備
    - ・(a) 個人データの漏えい等の事故が発生した場合、又は発生の可能性が高いと判断した場合、(b) 個人データの取扱いに関する規程等に違反している事実が生じた場合、又は兆候が高いと判断した場合における管理者等への報告連絡体制の整備を行う。
    - ・個人データの漏えい等の情報は、苦情等の一環として、外部から報告される場合も想定されることから、苦情処理体制との連携も図る。
  - ④雇用契約時における個人情報保護に関する規程の整備
    - ・雇用契約や就業規則において、就業期間中はもとより離職後も含めた守秘義務を課すなど従業者の個人情報保護に関する規程を整備し、徹底を図る。なお、特に、関係各法において守秘義務が設けられている場合【別表3】には、その遵守を徹底する。
  - ⑤従業者に対する教育研修の実施
    - ・取り扱う個人データの適切な保護が確保されるよう、従業者に対する教育研修の実施等により、個人データを実際の業務で取り扱うこととなる従業者の啓発を図り、従業者の個人情報保護に対する意識を徹底する。
    - ・この際、派遣労働者についても、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」（平成11年労働省告示第138号）において、「必要に応じた教育訓練に係る便宜を図るよう努めなければならない」とされていることも踏まえ、個人情報の取扱いに係る教育研修の実施等により、個人情報保護に対する意識を徹底する。
    - ・ボランティア、実習生などについては、その目的を達成するためには、個人情報に触れるケースが多いと考えられるが、ボランティア、実習生などが個人情報に触れる場合には、当該者に対しても、個人情報保護に対する意識を徹底する。
  - ⑥物理的安全管理措置
    - ・個人データの盗難や紛失等を防止するため、以下のような物理的安全管理措置を行う。
      - －入退館（室）管理の実施
      - －盗難等に対する予防対策の実施
      - －機器、装置等の固定など物理的な保護
  - ⑦技術的安全管理措置
    - ・個人データの盗難や紛失等を防止するため、個人データを取り扱う情報システムについて以下のような技術的安全管理措置を行う。
      - －個人情報データに対するアクセス管理（IDやパスワード等による認証、各職員の業務内容に応じて業務上必要な範囲にのみアクセスできるようなシステム、個人情報データにアクセスする必要がない職員がアクセスできないようなシステムの採用等。）
      - －個人情報データに対するアクセス記録の保存
      - －個人情報データに対するファイアウォールの設置
  - ⑧個人データの保存
    - ・個人データを長期にわたって保存する場合には、保存媒体の劣化などにより個人データが消失しないよう適切に保存する。
  - ⑨不要となった個人データの廃棄、消去
    - ・保存する個人データと廃棄又は消去する個人データを区別し、不要となった個人データは廃棄する。
    - ・不要となった個人データを廃棄する場合には、焼却や溶解など、個人データを復元不可能な状態にして廃棄する。
    - ・個人データを取り扱った情報機器を廃棄する場合は、記憶装置内の個人データを復元不可能な状態にして廃棄する。
    - ・これらの廃棄業務を委託する場合には、個人データの取扱いについても委託契約において明確に定め、委託先が実際に廃棄したことを確認する。
- 【法の規定により遵守すべき事項】
- ・福祉関係事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他個人データの安全管



理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- ・福祉関係事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- ・福祉関係事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### 【その他の事項】

- ・福祉関係事業者は、安全管理措置に関する取組を一層推進するため、安全管理措置が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証するほか、必要に応じて福祉サービスの第三者評価など外部機関による検証を受け、改善を図ることが望ましい。

#### (6) 個人データの第三者提供（法第23条）

##### (6-1) 第三者提供の取扱い

福祉関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないとされており、第三者に対し個人データを提供する場合には、本人の同意を得る必要がある。

##### (6-2) 第三者提供の例外

ただし、次に掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。

##### ①法令に基づく場合

社会福祉法に基づき立入検査等を受けた場合に検査官に個人情報を提供する場合、児童虐待の防止等に関する法律に基づき児童虐待に係る通告を行った場合など法令に基づいて個人情報を利用する場合であり、通常の業務で想定される主な事例は【別表2】のとおりである。

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(例)

- ・急病となった場合に医師に対し、状況を説明する場合
- ・暴力団員に関する情報を交換する場合

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(例)

- ・児童虐待事例について関係機関と情報交換する場合

④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(例)

- ・国等が実施する統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定に基づく統計報告の徴集（いわゆる承認統計調査）及び統計法（昭和22年法律第18号）第8条の規定に基づく指定統計以外の統計調査（いわゆる届出統計調査）に協力する場合

##### (6-3) 第三者提供の特則（オプトアウト）

事後的でも本人の意思を反映できる機会を設けるという手続をとることを条件に第三者提供を特則として認めるものである（いわゆるオプトアウト）。

具体的には、本人の求めに応じて個人データの第三者への提供を停止することとしている場合、

- ①第三者への提供を利用目的とすること、
- ②どのような種類の情報が第三者へ提供されるのか、
  - ・「どのような種類の情報」とは、例えば、住所、氏名、電話番号、入所者の障害の程度、入所者の家庭状況などの提供されている個人データの種類をいう。

③どのような方法で第三者に提供されることとなるのか、

- ・「どのような方法で」とは、例えば、プリントアウトして他の施設関係者に手交といった提供手段又は方法をいう。

④本人の求めに応じて第三者への提供を停止する旨、をあらかじめ当該本人に通知するか、当該本人が容易に知り得る状態に置くことが求められる。

- ・「本人が容易に知り得る状態」とは、例えば、福祉施設の受付窓口に大きく張り出すことなどをいう。

(7)「第三者」に該当しない場合

①他の事業者等への情報提供であるが、「第三者」に該当しない場合

法第23条第4項の各号に掲げる場合の当該個人データの提供を受ける者については、第三者に該当せず、本人の同意を得ずに情報の提供を行うことができる。福祉関係事業者における具体的な例は以下のとおりである。

- ・データの打ち込み、情報処理、健康診断等を他の業者に委託する場合
- ・個人データを特定の者との間で共同して利用するとして、あらかじめ本人に通知等している場合

②同一事業者内における情報提供であり、第三者に該当しない場合

同一事業者内で情報提供する場合は、当該個人データを第三者に提供したことにはならないので、本人の同意を得ずに情報の提供を行うことができる。ただし、利用目的として公表していない目的に用いる場合には、その新たな利用目的を、速やかに本人に通知し、又は公表しなければならない。(法第18条参照)

同一事業者内における情報提供であるため、第三者に該当しない場合として考えられる福祉関係事業者における具体的な例は以下のとおりである。(特定し、公表した利用目的との関係で、目的外利用として所要の措置を行う必要があり得ることに留意)

- ・他の担当者との連携など当該福祉関係事業者内部における情報交換
- ・同一事業者が開設する複数の施設間における福祉サービス向上のための情報交換
- ・当該事業者の職員を対象とした研修での利用
- ・当該事業者内で経営分析を行うための情報交換

【法の規定により遵守すべき事項】

- ・福祉関係事業者においては、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。なお、「第三者提供の例外」に該当する場合には、本人の同意を得る必要はない。
- ・個人データの第三者提供について本人の同意があった場合で、その後、本人から第三者提供の範囲の一部についての同意を取り消す旨の申出があった場合は、その後の個人情報の取扱いについては、本人の同意のあった範囲に限定して取り扱うものとする。
- ・法第18条の規定に基づき利用目的として第三者に提供することを公表している場合であっても、実際に第三者に情報を提供する際には第23条に基づき本人の同意が必要となる。

(8) 本人からの求めによる保有個人データの開示(法第25条)

(8-1) 開示の原則

福祉関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法等により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。

遺族からの開示に対しては、死亡した者の情報は法の対象ではなく、法の規定に基づき開示をしなければならないというものではないが、これはまた遺族からの求めを禁じる趣旨でもないので、それぞれの事例に応じて対応する必要がある。なお、死亡した者の情報が同時に遺族の個人データである場合には、当該遺族は自己の保有個人データとしてその開示を求めることができる。

## (8-2) 開示の例外

開示することで、法第25条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。以下のような事例の場合には該当する可能性がある。ただし、個々の事例への適用については個別具体的に慎重に判断することが必要である。

また、一部に非開示となる情報が含まれるからといって、全部を非開示とすることはできず、非開示情報を伏せた上でその他の情報は開示しなければならない。

## (事例1)

- ・本人の状況等について、家族や関係者が福祉サービス従事者に情報提供を行っている場合に、これらの者の同意を得ずに本人自身に当該情報を提供することにより、本人と家族との人間関係等が悪化するなど、これらの者の利益を害するおそれがある場合

## (事例2)

- ・本人に対して十分な説明をしたとしても、利用者本人に重大な心理的影響を与えその後に悪影響を及ぼす場合

## 【法の規定により遵守すべき事項】

- ・福祉関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。また、当該本人が識別される保有個人データが存在しないときには、その旨を知らせる。ただし、開示することにより、法第25条の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
- ・開示の方法は、原則として書面の交付によるが、開示の求めを行った者が別の方法に同意した場合は同意した方法による。
- ・福祉関係事業者は、求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。また、本人に通知する場合には、本人に対してその理由を説明するよう努めなければならない。
- ・他の法令の規定により、保有個人データの開示について定めがある場合には、当該法令の規定によるものとする。

別表1 福祉関係事業者の通常の業務で想定される利用目的

(保護施設、身体障害者更生援護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、知的障害者援護施設、母子福祉施設、精神障害者社会復帰施設、授産施設、盲人ホーム、隣保館、へき地保健福祉館、へき地保育所、地域福祉センター、精神障害者居宅生活支援事業、知的障害者居宅介護等事業、身体障害者居宅介護等事業、児童居宅介護等事業などの社会福祉事業を実施する事業者(社会福祉法第2条(第2項第3号並びに第3項第4号、第9号及び第10号を除く。)に規定する社会福祉事業を実施する事業者))

**【本人へのサービス提供に必要な利用目的】**

[事業者の内部での利用に係る事例]

- ・当該事業者が本人等に提供するサービス(具体的なサービスの名称を記載すること)
- ・施設の管理運営業務のうち、
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の内部報告
  - －当該利用者の福祉サービスの向上
- ・費用の請求及び収受に関する事務

[他の事業者等への情報提供を伴う事例]

- ・当該事業者が利用者等に提供するサービスのうち、
  - －他の事業者等(具体的な事業者等の名称を記載すること)との連携
  - －他の事業者等(具体的な事業者等の名称を記載すること)からの照会(具体的な照会事項を記載すること)への回答
  - －外部の者(具体的な名称を記載すること)の意見・助言を求める場合
  - －業務委託(具体的な名称を記載すること)
  - －家族等への状況の説明
- ・費用の請求及び収受に関する事務

**【上記以外の利用目的】**

[事業者の内部での利用に係る事例]

- ・事業者の管理運営業務のうち、
  - －福祉サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －事業者内において行われる学生の実習への協力
  - －事業者内において行われるケース研究

別表2 福祉関連事業者の通常の業務で想定される主な利用目的の事例  
(法令に基づく場合)

<p>○法令上、社会福祉事業を行う者（従事者を含む）が行うべき義務として明記されているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護施設を利用する被保護者について、保護の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたとき認めるときの、保護の実施機関への届出（生活保護法第48条第4項）</li> <li>・児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者による児童相談所等への通告（児童虐待の防止等に関する法律第6条）</li> <li>・保育所が保護者の依頼を受けて行う、市町村への保育所入所申込書の提出（児童福祉法第24条第2項）</li> <li>・要保護児童を発見した者による児童相談所等への通告（児童福祉法第25条）</li> <li>・指定居宅支援等を受けている利用者が偽りその他不正な行為によって居宅生活支援費等の支給を受け、又は受けようとしたときの市町村への通知（身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第78号）、知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第80号）、児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第82号））</li> <li>・指定居宅支援等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合等の医療機関への連絡等（同上）</li> <li>・指定居宅支援事業者等が提供した指定居宅支援等に関し、利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査への協力（同上）</li> <li>・指定居宅支援等の提供により事故が発生した場合の市町村への連絡（同上）</li> <li>・指定身体障害者更生施設等の入所者が偽りその他不正な行為によって施設訓練等支援費の支給を受け、又は受けようとしたときの市町村への通知（指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号）、指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号））</li> <li>・指定身体障害者更生施設等が提供した指定施設支援に関し、入所者等からの苦情に関して市町村が行う調査への協力（同上）</li> <li>・指定施設支援の提供により事故が発生した場合の市町村への連絡（同上）</li> <li>・身体障害者更生援護施設等の入所者等に対する支援の提供により事故が発生した場合の市町村への連絡（身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）、知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号））</li> </ul>
<p>○法令上、福祉関係事業者（従事者を含む）が任意に行うことができる事項として明記されているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護施設を利用する者に対する管理規程に従った必要な指導（生活保護法第48条第2項）</li> <li>・精神障害者社会復帰促進センターへの情報提供の協力（精神保健福祉法第51条の4）</li> </ul>
<p>○行政機関等の報告徴収・立入検査等に応じることが間接的に義務づけられているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事が行う報告命令、都道府県職員が行う立入検査等への対応（社会福祉法第70条、生活保護法第44条第1項、身体障害者福祉法第39条、知的障害者福祉法第21条の2、児童福祉法第46条）</li> <li>・居宅生活支援費等又は施設訓練等支援費の支給に関して必要があると認めるときに市町村が行う文書等の提出等の要求への対応（身体障害者福祉法第17条の15、知的障害者福祉法第15条の15、児童福祉法第21条の15）</li> <li>・都道府県知事による指定居宅支援事業者等又は指定施設設置者等に対する報告命令、帳簿書類の提出命令等への対応（身体障害者福祉法第17条の21、第17条の28、知的障害者福祉法第15条の21、第15条の28、児童福祉法第21条の21）</li> <li>・都道府県知事による精神障害者社会復帰施設に対する報告の徴収等への対応（精神保健福祉法第50条の2の4）</li> <li>・都道府県知事による精神障害者居宅生活支援事業を行う者に対する報告の徴収等への対応（精神保健福祉法第50条の3の3）</li> <li>・都道府県社会福祉協議会が行う苦情処理事業への協力（社会福祉法第82条、第85条）</li> <li>・政府等が実施する指定統計調査の申告（統計法第5条）</li> </ul>



別表3 福祉関係業務に従事する者の守秘義務

資格名	根拠法
社会福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法（第46条）
介護福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法（第46条）
精神保健福祉士	精神保健福祉士法（第40条）
精神障害者地域生活支援センターの職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（第50条の2の2）
保育士	児童福祉法（第18条の22）
指定居宅介護事業所の従業者	身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（第34条第1項、第2項） 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（第34条第1項、第2項） 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（第34条第1項、第2項）
基準該当居宅介護事業所の従業者	身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（第44条） 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（第44条） 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（第11条）
指定デイサービス事業所の従業者	身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（第59条） 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（第59条） 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（第59条）
基準該当デイサービス事業所の従業者	身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（第63条） 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（第63条） 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（第63条）
指定短期入所事業所の従業者	身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（第80条） 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（第80条） 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（第80条）

指定地域生活援助事業所の従業者	知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（第95条）
指定身体障害者更生施設に従業者	指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（第35条第1項、第2項）
指定身体障害者療護施設に従業者	指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（第47条）
指定特定身体障害者授産施設に従業者	指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（第59条）
指定知的障害者更生施設に従業者	指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（第37条第1項、第2項）
指定特定知的障害者授産施設に従業者	指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（第53条）
指定知的障害者通勤寮の従業者	指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（第62条）
身体障害者更生援護施設職員	身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（第9条第1項、第2項）
知的障害者援護施設職員	知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（第9条第1項、第2項）

## [参考]

## ○社会福祉士及び介護福祉士法

第46条 社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。社会福祉士又は介護福祉士でなくなった後においても、同様とする。

## ○精神保健福祉士法

第40条 精神保健福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。精神保健福祉士でなくなった後においても、同様とする。

## ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第50条の2の2 精神障害者地域生活支援センターの職員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

## ○児童福祉法

第18条の22 保育士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなった後においても、同様とする。

## ○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準

第34条 指定居宅介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 (略)

## 韓国語敬語の経年変化に関する文献的一次調査

— 韓国現代文学作品のなかの敬語使用実態調査 —

白鳥文子\* 金相均\*\*

The primary textual research on long-term change in the Korean honorifics

— Actual use research on honorifics within Korean modern literature —

Fumiko, Shiratori Sanggyun, Kim

本研究は韓国語敬語法の経年変化に光をあてている。東アジアの言語習得を完成度の高いものにするには、敬語の使い方を磨くしかない。ところが既存の規範は実態に追いついていないことを実感するときがある。そこで今現在の敬語は既存の規範とどれだけ変化しているのか実際に調査した。韓国語における敬語の経年的変化を実証するための現代韓国語の敬語使用の実態調査である。

コトバは生き物であり、時とともに変化をする。古語と現代語が存在していることから明らかである。本研究の関心事は、そのような膨大な年月を経た変化にあるのではなく、第二次世界大戦以後の狭義の現代語においてどのような経年変化がみられるか、という点にある。日本と同様、韓国においても戦後の経済発展、それに伴う都市化、国際化により暮らしの伝統様式、人間関係、社会構造、価値体系にも変化が生じている。社会因子が変わるのであればそれと表裏一体の敬語使用にも変化が見られるはずである。このような仮説のもとに、現代韓国語の敬語使用実態の文献的一次調査を実施した。

データ獲得の手段として、韓国の代表的な現代文学作品（小説）1点を取りあげた。選定にあたっては対象文献の代表性という点に留意した。作品の全ページに表れる会話文の全数調査とし、会話文全数の記述（一次データ）と媒介変数割り振り及び情報づけをしたうえで、度数・度数分布表・ヒストグラム・分布範囲などの分布特性を観察し、分析した。

**キーワード：**敬語・敬語体系・経年変化・社会因子・社会構造・媒介変数

This paper focuses on long-term change in the Korean honorifics. Change in the honorifics reflects social change for the reason that language is closely connected with culture, in particular, social values and social mentalities. We are keenly interested in changes in modern Korean honorifics. We therefore proceeded to the primary textual research on long-term change in the Korean honorifics based on the assumption that the social and economic change such as the rapid industrialization, urbanization, globalization, socialization-of-women affect the Korean honorific system.

To achieve the goal, we put the emphasis on the actual use research on honorifics within Korean modern literature. The method to acquire the primary data is “Complete Survey” of all the dialogues described in one representative of modern Korean literature that was awarded by the Ye Sang Literary Award 2008. The acquired primary data was identified and classified into the 9 types based on the related parameters. Then we proceeded to the frequency tabulations in order to obtain the analytical findings based on the frequency, relative frequency, or percent frequency distribution.

**Key words :** honorifics / honorification system / long-term change / social factor / social structure / parameter

\* 沖縄大学地域研究所特別研究員 422-8021 静岡市駿河区小鹿1582-8 fmk@plala.to

\*\* 静岡県立大学国際関係学部 410-2223 静岡県伊豆の国市北江間21-4 kaneai1227@yahoo.co.jp

## 1. はじめに

言語は文化の乗り物だと言われる。一つの言語社会に特有な語や表現は、その社会を形成している人間たちに特有な“ココロ”の表出である。裏返せば、ある社会で使用されている語や表現、慣用句などの特徴を把握することによって、その言語を使用している集団に特有な心理、思惟などを知ることができる。なかでも、敬語体系ほど文化という社会因子 (social factors) を鮮明に反映させているものはない。

敬語とは「話し手・聞き手・素材の (素材間も含む) 尊卑・優劣・利害・親疎の関係に応じて変化する言語形式」<sup>(1)</sup> である。日韓のように儒教的タテ型社会で発達した敬語の難しさは、ひとえに話し手、聞き手、素材 (素材間) の人間関係を瞬時に判断して、それに即した敬語を使い分けなければならないことにある。外国語として学ぶ場合にはなおさらである。

日本語教育では初めから丁寧体<sup>(2)</sup>で教えていく。親しい間柄で用いられる普通体が導入されるのは初級Ⅰの後半であり、授受表現の敬語体である「(Nを) (Vて) いただきます/ さしあげます/ くださいます」を除けば、敬語の導入は初級Ⅱの最終課あたりになる。一方、韓国語テキストでは最初から敬語が登場する。敬語の背景にある社会因子が日韓で異なるからである。

日韓両言語は文法的特徴に類似点が多い。日本語と朝鮮語<sup>(3)</sup>が同系にあたるかどうかは、系統論の分野でさまざまな試論<sup>(4)</sup>が行われてきたが、同祖論にせよ、重層論にせよ、言語の形態的特徴や統辞的特徴の類似性が必ずしも同系であることの証明とはならない。日本語と琉球語のごとく、類似した語形間に明確な音韻対応があってはじめて同系とする論拠となる。したがって、語形間に明確な音韻対応がみられない日本語と朝鮮語は同系とはみなされていない。

ところで、言語も習慣のひとつである。習慣を変えることは非常に難しい。そういう意味ではいかなる言語学習も困難を伴わないものはないといっている。しかし、通常学んでいる言語が難しいと嘆くのは、学習者の母語と習得しようとしている言語との隔たりがあ

まりに大きいからであり、その言語が他と比べようもなく絶対的に難しいというわけではない。したがって、同じ漢字圏に属する中国人や韓国人にとっての日本語は、欧米人のそれと比べて、学習しやすい言語ということになる。日韓の場合はすでに述べたように、形態論的にも統辞的にも類似性がみられるから、なじみ易さは他の比ではない。

したがって、日韓の場合、わずかな相違点さえ明確に把握できれば、いずれかを母語とする者がもう一方の言語を効率よく習得することができる。

本研究では韓国語敬語法の経年変化に光をあてている。東アジアの言語習得を完成度の高いものにするには、敬語の使い方を磨くしかない。ところが既存の規範は実態に追いついていないことを実感するときがある。そこで今現在の敬語は既存の規範とどれだけ変化しているのか実際に調査することとした。

## 2. 研究目的

本研究は、韓国語における敬語の経年的変化を実証するための現代韓国語の敬語使用実態調査である。コトバは生き物であり、時とともに変化をする。古語と現代語が存在していることから明らかである。本研究の関心事は、そのような膨大な年月を経た変化にあるのではなく、第二次世界大戦以後の狭義の現代語においてどのような経年変化がみられるか、という点にある。日本と同様、韓国においても戦後の経済発展、それに伴う都市化、国際化により暮らしの伝統様式、人間関係、社会構造、価値体系にも変化が生じている。社会因子が変わるのであればそれと表裏一体の敬語使用にも変化が見られるはずである。このような仮説のもとに、現代韓国語の敬語使用実態の文献的・一次調査を実施した。本調査は、問題点を浮き彫りにするための予備的・一次調査という側面もある。

### 3. 研究方法

#### 3.1 調査対象の選定

課題領域の先行研究の結果を十分検討したうえで、データ獲得の手段として、韓国の代表的な現代文学作品（小説）1点を取りあげた。小説としたのは、同様に文学の範疇に入る詩歌、随筆、評論、戯曲等は待遇表現の採集に不向きであるからである。対象文献の代表性という点に留意しなければならないが、本調査（一次調査）では純文学を審査対象とする「イサン（李箱）文学賞」の第32回（2008年）受賞作品7点のうち、会話文が多い1点を選読した。作品名は『사랑을 믿다』（仮訳：『愛を信じる』）、作者はグオンヨソン（권여선）である。

#### 3.2 敬語の抽出枠

作品の全ページに表れる会話文の全数調査とし、敬語抽出枠は、話し手、聞き手、素材（素材間）に関連する事物、行為に対する尊敬語、謙讓語、恭遜語（丁寧語）とした。

#### 3.3 一次データ

##### 3.3.1 会話文全数の記述と媒介変数割り振り及び情報づけ

敬語を使用している会話文はもとより、敬語が使用されていない会話文も記述の対象として全会話文を記述した。敬語不使用の場合も、敬語を用いる必要のない場面や社会的人間関係を知るためには重要な資料となる。それぞれの会話文内にある敬語の一つ一つに、関与する媒介変数を割り振り、媒介変数に基づいた8類にグループ化し、さらに場面、素材に関する情報づけを行い、一次データとした。下で詳述するが、韓国語の敬語決定に関与する媒介変数としては、以下の4範疇8種を採用した。

- 1) 人間関係の媒介変数：1. 長幼 2. 上下 3. 性差 4. 親疎
- 2) 場面的媒介変数：5. 日常・非日常 6. 公私
- 3) 資質的媒介変数：7. 敬語使用者の文化度

- 4) 感情的媒介変数：8. 蔑視・敵視・怒り等

敬語を使用していない会話文には、（無）（関与する媒介変数の番号）を配当することとした。

#### 3.4 敬語数計算・度数分布表・ヒストグラム・分布範囲他

続いて各々の頻度（度数）をもとに、度数分布表、ヒストグラムを作成し、分布範囲、単峰性と多峰性の別、離れ値等を中心に分布特性を観察した。再頻値、中央値、比率等は観察対象にはできない点为本調査の弱点である。というのは、後述の「9. 課題」で詳述したが、小説をデータ獲得対象にしているために、現代韓国語をまんべんなく拾い上げているとは限らないからである。すなわち、小説は登場人物間又は登場人物に関わる人間たちを「話し手、聞き手、素材」としているために、小説の性格により、拾い上げている韓国語にむらが出てしまうからである。

#### 3.5 二次調査・三次調査

経年的変化を実証するためには、時点を変えたデータ収集が不可欠である。同賞は1977年に開始されており、本調査は2008年までの中間時点の1992年受賞作品をデータ獲得の対象とした二次調査、1977年の第一回受賞作品を対象とした三次調査を実施することを前提とし、一次、二次、三次調査の結果の差異と類似性を総合分析評価する。

## 4. データ獲得対象作品の概要

### 4.1 あらすじ

『사랑을 믿다』（仮訳：愛を信じる）は一組の男女の出会いとそれ以後を敘事的に描いている。ともに恋愛に失敗している二人だが、ともに語り合ったり、周りの人間たちの話を聞くうちに、これまで判然としなかった恋愛の失敗理由や愛の本質が徐々にわかってくる。平凡なテーマだが、登場人物の感情を最大限節制し、事件事実を淡々と敘事的に描き、読者に観察させる技



法に優れているとの評価を得た。

#### 4.2 登場人物

登場人物は全体で8人で、主人公の女性、その男友だちはともに31歳、その他30代前半、30代後半、60代、70代の男女が、料理店に居合わせた客として、また主人公が立ち寄った親戚の家で出会った初対面の人間として登場する。

#### 4.3 作者プロフィール

1965年慶北、安東生まれの43歳。ソウル大学の国文科及び東大学院を卒業後、仁荷大大学院国文学博士過程を修了。1996年長編小説『푸르른 틈새』(仮訳『青い隙間』)で第二回想像文学賞を受賞し、文壇の仲間入りを果たした。すでに述べたように、2008年短編小説『사랑을 믿다』(仮訳：『愛を信じる』)で第32回イサン(李箱)文学賞を受賞した。

### 5. 韓国語における敬語決定の媒介変数 (parameter)

確立されている韓国語敬語法規範から鑑み、敬語決定の媒介変数を以下のとおり定める。

- 1) 長幼
- 2) 上下
- 3) 性差
- 4) 親疎
- 5) 日常・非日常
- 6) 公私
- 7) 敬語使用者の文化度
- 8) 感情

敬語不使用になる場合が多いが、隔たりをつくるために故意に敬語を使う場合があるので注意を要する。

### 6. 韓国語敬語法の背景にある倫理

韓国語敬語決定に関与する媒介変数は日本語のそれとほぼ同じであるが、韓国語の場合、日本語にある

「ウチ (outsider) ・ソト (insider)」というパラメーターがない。韓国社会が尊重する基本的徳目は儒教の「三綱五倫」である。「三綱」とは君臣・父子・夫婦の踏み行うべき道、「五倫」とは、人の守るべき五つの道、すなわち「父子の親」「君臣の義」「夫婦の別」「長幼の序」「朋友の信」をいう。朝鮮半島では中世から近代にかけて非常に重視されてきた倫理である。現在でもその影響は依然として強く、同じく儒教の影響を受けた日本と比べたらはるかに濃厚で、韓国人にとって最も根源的かつ普遍的、伝統的な徳目である。これを基盤としてすべての人間関係は権力、血縁、年齢、性別等により序列的に仕分けられ、家庭生活は言うに及ばず、すべての社会生活に到るまで、自己の属する身分や地位に見合った言語行動をする必要があった。かつては家系図をもとに身内の序列を決定して行動するような時代もあったという。そのため現代社会にあっても、韓国ではしばしば学歴や職業、職種、社会的地位、年齢を推し量って行動しようとする。したがって韓国社会は序列意識の強い完全なタテ型社会と言える。

### 7. 一次データ

(別添)

### 8. 結果

#### 8.1 会話文総数敬語数計算・度数分布・ヒストグラム

##### 1) 会話文総数106箇所の内訳 (表1)

居合わせた客同士	24
訪問先で会った初対面の人	26
母娘関係	1
友人関係	52
独白	3
合計	106

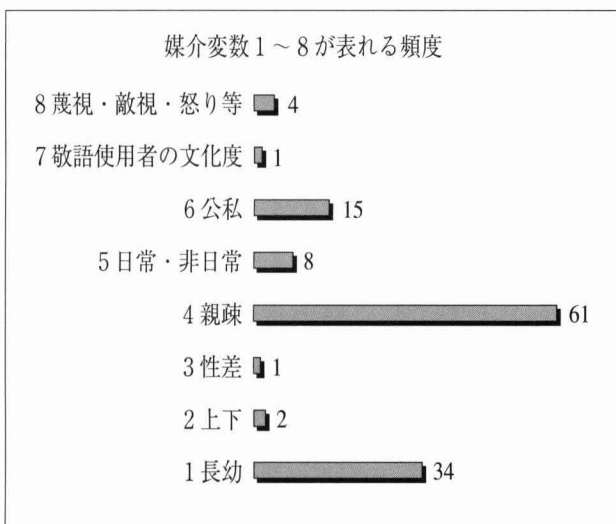
2) 敬語使用部分総数126箇所 の、媒介変数に基づく8類のグループと度数 (表2)

媒介変数	度数
1 長幼	34
2 上下	2
3 性差	1
4 親疎	61
5 日常・非日常	8
6 公私	15
7 敬語使用者の文化度	1
8 蔑視・敵視・怒り等	4
合計	126

3) 敬語不使用部分総数74箇所に関与する媒介変数と度数 (表3)

敬語不使用 媒介変数 4 親疎	58
敬語不使用 媒介変数 1 長幼	11
敬語不使用 媒介変数 8 蔑視・敵視・怒り等	4
敬語不使用 媒介変数 3 性差	1
合計	74

4) 度数分布 (表4)



8.2 分布特性 (分布範囲、単峰性と多峰性の別、離れ値)

表1、2、4より次のことがわかる。

- 1) 分布範囲：8類の媒介変数のうち、すべてが表れた。
- 2) 単峰性と多峰性の別：媒介変数4の親疎、媒介変数1の長幼の度数が際だって多い。

3) 最頻値：媒介変数4の親疎

4) 媒介変数3の性差が関与する敬語使用はわずか1箇所、価値観の変化と相関している可能性もある。

表4に示したように、敬語不使用箇所の人間関係は以下ようになっていた。

1) 女性から男性に対する会話

親しくなると消えやすく、他の儒教的序列意識より縛りが弱いと言えるのかもしれないが、本調査内容からだけでは断定できない。

2) 年齢が上の者(長)から下の者(幼)に対する会話

3) 不満や怒りなどで敬語が消えている。

## 9. 課題

敬語の経年変化を明らかにするため、時点を変えた文献を用いて敬語使用実態調査をし、差異、類似点を分析評価する方法を考えたが、今回の予備的一次調査で、調査対象の文献の内容・性格からの影響を強く受けることがわかった。今回のように小説を対象とした場合、主人公と深く関係する人間との会話文が多くなり、加えて登場人物の数にも影響される。関与する現代韓国語の敬語がまんべんなく拾い上げられているという保障がない限り、調査結果は不確実性を残す。データ獲得の対象を小説としたことを根本から見直さなければならぬかもしれない。経年変化であるから一定期間をおいた異なる時点でデータを獲得していく必要があるが、文献を対象とした場合、過去に遡った資料を簡単に獲得できる利点はあっても、以上のような問題点を払拭するには、より適切な文献を選定する方法を考えていくか、世代間の敬語使用実態を調査する、もしくは個人24時間敬語使用調査を10年後、20年後と未来に向かって時点を変えて行う方法などをとる必要があるかもしれない。

## 10. まとめ

本調査の弱点はすでに述べたとおりであるが、頻度の差こそあれ、どの媒介変数も関与していることがわかった。したがって伝統的な価値観は機能しているといえよう。一方、韓国語敬語法の伝統的な規範にはずれたしているのではないかと思われるのが、男女間の序列意識、すなわち性差という媒介変数の機能である。産業化・都市化・国際化・女性の社会進出等の社会変化と関わっているのかもしれないという仮説も立てられるのではないか。今回の調査は予備的一次調査という側面ももつ、と冒頭に記したとおり、問題点を改善し、後続の調査をしていくことで、この仮説を実証してみたい。

## 謝辞

本研究に要する文献を収集するにあたって、ソウル市在住のキムサンア（金相芽）氏に御協力をいただいた。とりわけ、イサン（李箱）文学賞受賞作品の迅速な御郵送に感謝の意を表します。

## 注

- (1) 辻村敏樹1958「待遇語法」『続日本文法講座1 文法各論編』明治書院
- (2) 例として、文末の「～です」「～ます」がある。
- (3) 系統論等で扱う学問的用語としては韓国語ではなく、朝鮮語とする。
- (4) Aston, W.G. 1874 “A Comparative Study of Japanese and Korean Language.” *Journal of the Royal Asiatic Society of Great Britain and Ireland*. New Series 9.  
白鳥庫吉1898 「日本の古典と朝鮮語の比較」  
大野晋1957 「日本語の起源」岩波書店、他

## 引用・参考文献

- イジョンボク（권이정복）1998 「상대경어법」（仮訳：相手敬語法）『문법 연구와 자료』（仮訳：文法研究と資料）태학사（太学社）
- グオンヨソン（여선）2008 『사랑을 믿다』（仮訳：愛を信じる）文学思想社
- 国立国語研究所編 1980 『日本人の知識階層における話しことば

の実態』

- 国立国語研究所編 1995 「テレビ放送の語彙調査1 方法・標本一覧・分析」『国立国語研究所報告112』
- ソジョンズ（서정수）1972 「현대 국어의 대우법 연구」（仮訳：現代韓国語待遇法研究）『어학연구』（仮訳：『語学研究』）：2-8
- ソジョンズ（서정수）1984 『존대법의연구』（仮訳：尊敬法の研究）한신문화사（仮訳：韓新文化社）
- 曹美庚 2003 『日本語と韓国語における敬語表現の比較』白帝社
- ソンギ Chol（허성기철）1984 「현대 국어 주체 대우 구」（仮訳：現代韓国語主体待遇研究）『한글』（仮訳：ハングル）184
- ソンギ Chol（성기철）1970 「국어 대우법 연구」（仮訳：韓国語待遇法研究）『충북대 논문집』（仮訳：忠北大論文集）：1-4
- 辻村敏樹編 1971 『敬語史』大修館書店 伝康晴・田中ゆかり編 2006 「方法」『社会言語科学講座6』ひつじ書房
- 中野洋 1998 「言語の統計」『岩波講座言語の科学9 言語情報処理』岩波書店
- ホウン（웅）1961 「15C 국어의 존대법과 그 변천」（仮訳：韓国語の尊敬語とその編変遷）『한글』（仮訳：ハングル）：1-128
- 水谷静夫 1995 『待遇表現論の提要』計量計画研究所
- 山崎久之 1995 「国語の待遇表現体系とその歴史」『国語学21集』国立国語研究所

## 一次データ 会話文一覧と情報づけ

頁	行	会話文 (韓国語原文の直訳) ※日本語敬語規範に合わせた翻訳ではない。	媒介変数	話し手と聞き手	人間関係	話題の人
15	2	大丈夫?	無	主人公女性 (31歳) → 主人公男性 (31歳)	友人関係	
	7	先週におば様のご逝去された。	1, 2, 4	主人公女性 (31歳) → 主人公男性 (31歳)	友人関係	主人公女性の伯母
	24	ゼウクと海鮮を半人前ずつ下さい。	6	主人公女性 (31歳) → 店員	客と店員	
16	2	半人前ずつ?何を半人前ずつですか?	6	店員 (外国人) → 主人公女性 (31歳)	客と店員	
	4	これとこれを半人前ずつ下さいな。	6	主人公女性 (31歳) → 店員	客と店員	
	11	私が勝手に頼んじゃったけど、いい?	4	主人公女性 (31歳) → 主人公男性 (31歳)	友人関係	
	16~18	この店は申し分ないけど、従業員がよく変わるわね。 この店に来る時はいつも半人前ずつ頼むけど、事情が分からない従業員だと、 はじめから説明しなさいなければならぬから、何回も来ている意味が それでも注文する時の君の様子は手慣れたように見えるけどね。 そうね。言い争う時間が少しは短くなったような気がするけど。 ここにしょっちゅう来るの? 高いからしゅっちゅちは来られないけど、たまにね。 あれから二年位経ったかな。 失恋した友だちがいてね、そのおかげでこの店に来るようになったの。 失恋した友だち?	無	主人公女性 (31歳) → 主人公男性 (31歳)	友人関係	
	19		無	主人公男性 (31歳) → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
	20		無	主人公女性 (31歳) → 主人公男性 (31歳)	友人関係	
	21		無	主人公男性 (31歳) → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
	22		無	主人公女性 (31歳) → 主人公男性 (31歳)	友人関係	
18	1		無	主人公女性 (31歳) の独白		
	5		無	主人公女性 (31歳) → 主人公男性 (31歳)	友人関係	
	9		無	主人公男性 (31歳) → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
	10		無	主人公女性 (31歳) → 主人公男性 (31歳)	友人関係	
19	11	車を置いてきたから、少し飲もうか?	無	主人公女性 (31歳) → 主人公男性 (31歳)	友人関係	
	13	ビールと焼酎頼んだけど、どう?	無	主人公女性 (31歳) → 主人公男性 (31歳)	友人関係	
	17	ビールに焼酎を混ぜて飲もうよ。いい?	無	主人公女性 (31歳) → 主人公男性 (31歳)	友人関係	
	23	そう、その友達との相談にのってあげたの?	無	主人公男性 (31歳) → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
	24	その友達?ああ。	無	主人公男性 (31歳) → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
20	2	私が相談にのろうと思っただけど、特に相談にのらなくても大丈夫だった なぜ?	無	主人公女性 (31歳) → 主人公男性 (31歳)	友人関係	
	3		無	主人公男性 (31歳) → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
	6	それは十分に希望を持っている証拠ではない?	無	主人公女性 (31歳) → 主人公男性 (31歳)	友人関係	
	7	希望?どんな希望?	無	主人公男性 (31歳) → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
	8~9	生きることに愛着がある限り希望を持っているということじゃないの? 私はただその希望を密かに妨害する振りをしていればいいのよ。 そうすることで、希望を抱いていることを自ずと知るのよ。 いっぱい取りちらかしておくと、空間の存在を認識するよ。なまのよ。 あなただけの時どうだったの?こいつ時はどうすれば普通に呼吸をして 生きていられるの?	無	主人公男性 (31歳) → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
21	8~9		無	主人公女性 (31歳) → 主人公男性 (31歳)	友人関係	
	12	私も友達との失恋より一年早く似た経験をしたのよ。	無	主人公女性 (31歳) → 主人公男性 (31歳)	友人関係	
	22	あ、そう?	無	主人公男性 (31歳) → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
22	3	あなただけはこの瞬間もすべてを失ったと思ってるでしょ。	無	主人公女性 (31歳) → 主人公男性 (31歳)	友人関係	
	5	過去をゆっくり振り替えて見ると何かが残っていることに気づくはずだ 一体何が残っているというの?	無	主人公女性 (31歳) → 女友達 主人公女性 (31歳) → 女友達 女友達 → 主人公女性 (31歳)	友人関係 友人関係 友人関係	
	6		無	女友達 → 主人公女性 (31歳)	友人関係	

7	そうね。なんて説明したらいいのかなあ…… たいてい意味があるものではないかもしれないけど。	無	4	主人公女性 (31歳) → 女友達	友人関係	
9	そんなものなんの關係があるっていうの？ かりにすごいものが残ったにしてもわたしにはもう關係ないわ。	無	4	女友達 → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
12	残っているのはどうでもいいことばかり、本当につまらないものだけよ。	無	4	女友達 → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
16~17	でもその意味がないように見えるものが、状況を変えていくのよ。	無	4	主人公女性 (31歳) → 女友達	友人関係	
19	私がどうやってたら状況を覆せるというの？	無	4	女友達 → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
23~24	例えば親戚の家におつかいに行くとか、仕事仲間の慶事や弔事などを手 伝うとか、そんなことをしなからね。	無	4	主人公女性 (31歳) → 女友達	友人関係	
23	あなたが言うことがまったくわからないわ。	無	4	主人公女性 (31歳) → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
24	つまらないことを言うくらいなら、じっと座っていてくれた方がまだま 君はどうやって乗り越えたんた？	無	4	主人公女性 (31歳) → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
10	私の場合は運が良かったのよ。	無	4	主人公女性 (31歳) → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
12	金銭的な問題で振られたって言うのかい？	無	4	主人公女性 (31歳) → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
20	今になってはつきりと分ったんだけど、金銭的な理由ではなかったの。 でも恋愛が息詰まった時は金銭的な問題がその理由だっついで考えてし まうのよね。	無	4	主人公女性 (31歳) → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
4~5	ゆっくり飲んで。	無	4	主人公女性 (31歳) → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
10	子供がいらないから。	無	4	主人公女性 (31歳) → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
17	それが何だったのか未だに分らない。	無	4	主人公女性 (31歳) → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
7~8	すごく重かったんだけど、まさかアメリカでハチミツのようなものを 買って来るとは思われないけど、何となくハチミツのような気がしていた	無	4	主人公女性 (31歳) → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
9	ハチミツのようなものだったとしたら、ジャムっていうこともあるかな	無	4	主人公女性 (31歳) → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
10	ジャム？60を超えた年寄りたちにジャムをプレゼントするなんて変じゃ 年寄りたちは甘いものが好きなんだよ。	無	4	主人公女性 (31歳) → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
11	そう？じゃジャムにしておこう。	無	4	主人公女性 (31歳) → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
12	食べてみて、一度食べると忘れられない味だから。	無	4	主人公女性 (31歳) → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
12	すこいね。	無	4	主人公女性 (31歳) → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
20	それで？その女性たちは誰だったの？	無	4	主人公女性 (31歳) → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
1	ちよっと待って、梅もおつまみ食べてからね。	無	4	主人公女性 (31歳) → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
2	あ、そうだね。早く食べよう。食べて話そう。	無	4	主人公女性 (31歳) → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
3	こっちにきて座りな。	無	4	主人公女性 (31歳) → 主人公女性 (31歳)	友人関係	
15	クンゴモニム (伯母様) は今いらっしやらないんでしょうか？	無	1	70代老女 → 主人公女性 (2年前の29歳)	初対面の人	
20	クンゴモニム (伯母様) は今いらっしやらないんでしょうか？	1, 5, 6	1, 5, 6	女性の伯母さんの家に来ているお宮さんのうちに 宮の70代の老女に自分の伯母のことを聞いてい	初対面の人	
24	クンゴモニム (伯母様) ということは、よく出入りする方か？	無	1	60代女性 → 主人公女性	初対面の人	
3~4	いいえ。たびたびは来る事ができなくしばらく来ませんでした。 クンゴモニム (伯母様) はどこか行かれましたか？	無	1	60代女性 → 主人公女性	初対面の人	
11	クンゴモニム (伯母様) がここに来られた後では初めてお目にかかるのです	無	1, 5, 6	主人公女性 → 60代女性	初対面の人	
16	あなたはクンゴモニム (伯母様) がここにいっつ来られたのか知っている	無	1, 5, 6	20代の女性 → 宮全員	初対面の人	
17	たいいてい一年位になったと分かっております。	無	1	60代女性 → 主人公女性	初対面の人	
18	以前はどこに住んでいらっしやったの？	1, 5, 6	1	主人公女性 → 60代女性	初対面の人	主人公女性の伯母
19	ソウル糸谷洞 (フアゴクドン) の方に住んでいらっしやってました。	1	1	主人公女性 → 60代女性	初対面の人	主人公女性の伯母
22	そう。糸谷洞の方に住んでいらっしやった時もよく出入りしたの？	1	1	60代女性 → 主人公女性	初対面の人	



24	いいえ。しょっちゅうお目にかかる事ができなくて、一年に一、二回	1, 5, 6	主人公女性→60代女性	初対面の人
31	一年に一、二回だったから多い方じゃないの？	無	60代女性→主人公女性	初対面の人
4	多いとは言えないよ。	無	70代老女の独白	密同士
7	そう。あなたはどんな用事で来て下さったの？	1, 6, 7	30代後半の女性→主人公女性	初対面の人
10	ほら、初対面の方にそんなことを聞くのは失礼じゃないの？	4	70代老女→30代後半の女性	密同士
19	私は、おはあさん、名前前から男だと思ってきました。	1, 4	30代後半の女性→70代老女	密同士
21	女だよ。	無	70代老女の独白	密同士
22	かえって女性のほうが都合がいい。	1	60代女性の独白	密同士
32	私はこれをクンゴモニム（伯母さん）にお渡しできればそれでいいの	1, 6	主人公女性→密全員	初対面の人
9	何言ってるんだい？ここまで来たらお目にかかっていかなくては。	無	70代老女→主人公女性	初対面の人
10	お客様たちもたくさんいらっしやっっているし。。。	1, 6	主人公女性→密全員	初対面の人
12	せっかく日を決めてお会いしにいらしたのですから、ゆっくり待ちなさい。	無	70代老女→主人公女性	初対面の人
13	そんなに急がなくていいだろう？	5	70代老女→主人公女性	初対面の人
14	クンゴモニムが（伯母様）どんなにさびしがることか？	5	70代老女→主人公女性	初対面の人
33	もしかしたら、クンゴモニム（伯母様をもっと丁寧に言う）が素敵なお贈り物をくださるかもしれないし。	無	70代老女→30代後半女性	密同士
6	赤ちゃんママ（子供のいる女性）は家でなにかあったの？	1, 4, 5	30代後半女性→70代老女	密同士
8	私は本当に死んでもここには来ないようにしてましたよ。	4	60代女性→30代後半女性	密同士
11	なのに、どうして来たの？	2	30代後半女性→60代女性	密同士の親族
13~14	私の長兄様のお話によればそんなに人が生きながら、そんなにカリカリするんじゃないとおっしゃったんです。	無	70代老女→30代後半女性	密同士の親族
15	そのとおり！末谷洞（ファゴクドン）で住んでいらっしやる方だね。	1	70代老女→30代後半女性	密同士の親族
16~18	はい。そうです。私の長兄様は学校で子供を教える先生様です。でも学校の先生様たちも、良いことはすべきだし、みんないろいろ調べていらっしやる先生様だよ。	1	30代後半女性→70代老女	密同士の親族
19	赤ちゃんは何人？	4	60代女性	密同士
34	一人です	無	60代女性→30代後半女性	密同士
16	一人？男だよ。	1	30代後半女性→60代女性	密同士
17	はい。小学校三年生です。	1	70代老女→30代後半女性	密同士
18	私の孫より1年上だね。	1	30代後半女性→70代老女	密同士
20	遅いね。まったく。	無	60代女性→30代後半女性	密同士
21	先に来たお客さんが長くかかっているようですね。	8	70代老女	密同士
35	それぞれ事情は多そうですね。	1	60代女性→70代老女	密同士
12	どかがカラカラだね。	1	30代後半女性→70代老女	密同士
13	自動販売機でも一つ置いとけばいいのに。	8	70代老女の不満	密同士
15	そうですよね。	8	60代女性の不満	密同士
16	皆さんを見ると、何か見てもらいにいらっしやっただよだね。	1	30代後半女性のあいつち	密同士
17		1	60代クンゴモブ（主人公女性の伯父）	密同士の親族
36		8	60代クンゴモブ（主人公女性の伯父）	密同士の親族



6	この人はまだ寝ているのかな。		6	60代クンゴモブ (主人公女性伯父) の独白 (自分の妻のことを)	初対面の人	自分の妻
8	哲学館 (巫者の店) へいらっしゃったのならもう一階上へ上がってください	無	3, 4	60代クンゴモブ (主人公女性伯父) →皆	初対面の人	
9	はい? ここが哲学館じゃないんですか?		6	30代後半女性 → 60代クンゴモブ (主人公女性の伯父)	初対面の人	
12	見ればわかるでしょ。ここは個人の家です。		6	60代クンゴムブ → 30代後半女性	初対面の人	
14	やれやれ。みんな個人の家みたいな建物に神棚を作ったりするから ここもそうだと思うのだ。	無	1	70代老女 → 60代クンゴモブ (主人公女性の伯父)	初対面の人	
41	大丈夫?	無	4	主人公女性 (31歳) → 主人公男性 (31歳)	友人関係	
3	大丈夫。	無	4	主人公男性 (31歳) → 主人公女性 (31歳)	友人関係	